

令和3年7月 第2回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和3年7月28日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和3年7月29日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務課長	山本勝憲君	企画財政課長	藤永大治君	会計管理者 兼 税務課長	大平弘明君
住民福祉課長	今道晋次君	保険環境課長	安達伸男君	建設課長	川崎順二君
産業経済課長	藤永尊生君	水道課長	橋川貴月君	教育次長	水本淳一君
農業委員会事務局長	金子剛君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君
議会事務局書記	山下慶君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

- (1) 9番 須藤 敏規 議員
- (2) 4番 永田 勝美 議員
- (3) 7番 永安 文男 議員
- (4) 8番 橋本 義雄 議員

日程第3 発議第3号 新庁舎建設に関する調査特別委員会の設置について

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和3年7月第2回佐々町議会定例会本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、5番、長谷川忠君、6番、阿部豊君を指名します。

— 日程第2 一般質問（須藤 敏規 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書順の発言を許可します。一問一答方式により、9番、須藤敏規議員の発言を許可します。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

限られた時間でありますので、明快な答弁をよろしく願いをいたします。

第7次総合計画も令和3年3月に策定されまして、総合的かつ一体的に町政運営を進めて、これまで以上に、きめ細やかな行政サービスの提供と、町長は冒頭の表紙の挨拶に書かれています。

課題を何点かあげて質問してまいります。まずは、均衡ある行政施策についてということで、昨日来から同僚議員が質問しておりました道路関連についてでございますけども、ダブる点もございますので、私を感じたことを申し上げさせていただきます。

まず、樹木の伐採が不十分であったということです。水路が落石とか落ち葉で機能していない。それから、行き止まりの道路が何か所かあり、回れないところが多々あったということでございます。

そういうことで計画についての質問の中で、昨年、町長は原課のほうに12月までに、委員会か何かに諮るようにおっしゃいましたけど、私たちも選挙で1日に何回も回って、1日あれば分かるはずですよ。道路についても道路台帳で延長も分かるし、1日で同じ道を3回か4回行ってきましたから、分かるはずですから、早くして9月の早急に急ぐところは予算化すべきじゃないかと思っておりますけども。隣接者の住所地も当初は農家の方々の土地を提供していただいて、分かりますから、税務課のほうの資料を見れば隣接者は分かりますので、承諾もろうて、でき

るんじゃないかと、私は事務的にはそのように感じていますので、そこら辺について9月に間に合わないかどうか。原課のほうで今指示を受けたということでございますので、どの段階まで、今1か月足らずなりますけど、選挙が終わって進んでいるのか。建設課と産業経済課が林道・農道関係ですかね、どこまで進んでいるのか、ちょっとお聞かせください。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すみません、指示については先日ちょっと受けましたので、それに基づきまして課員のほうに調査を進めるように、きのうそういう話になりましたので、課員に調査を進めるように話しております。

昨日言いましたけども、町道全体で339路線ありますので、須藤議員さんおっしゃるように1日で回れるかもしれませんが、ある程度の正確なものをつくるとすれば、ちょっと時間がかかるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

ただ今御質問いただきました、昨日の内容につきましてになりますけども、産業経済課のほう農林道ございますが、一応こちらのほうも課員のほうに昨日また指示のほう出しまして、再度確認のほうをということでお願いしております。ですんで、しばらく時間のほうはかかるかと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

このことにつきましては須藤議員もそうでしょうけど、私も選挙のときにずっと1日回るわけでございますけど、中山間部というのが、やはり草木が生えてなかなか回れなかったというところたくさんあったと思ひます。これについては私も選挙後にすぐ、課長、担当課のほうにもお話をしました。先ほど9月の補正でもできないかという話がありましたけど、やはり調整できるところは早く予算をつけて、やはり緊急車両とかやはり救急車等の通れる道というのは、町道を確保するというのは私どもの仕事でございますので、やはり住民の安全安心のための道路ということになるわけでございますので、それについては早急に町として対応しなければならぬと。9月にできるところは9月にやっても、それから12月でも、ずっと順次順位をつけて年次的な計画というのを立ててやりながら、やっていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

回られて分かると思うんですけど、道路を選んでは申し訳ないんですけども、志方から回りまして鴨川方面に行くあの道路ですね、それから、鴨川から大茂に抜ける道ですね、それから野寄から角山通っていく神田に行く道路。まず3つは早急にしなくちゃいかんと私は感じたもんですから、そこら辺も十分検討して進めていただきたいとして、意見として申し上げておきます。そういうことで道路についてはこれで終わります。

2項目の熱海市関係の関連でお尋ねします。熱海市関係の関連については今22名の方が分かりまして、残り5名の方がまだ行方不明ということで、1日も早い発見されることを願うもんでございますけども。そういうことで土砂災害危険箇所など、災害予防としての指導は佐々町としてどうしているのかということでお尋ねします。漠然とした指導ですけども、お答えにいくと思うんですけど具体的に申し上げます。

その前に、町長は公約をなさっていますね、ここずっと立派な写真が載っているんですけど、公約選挙で、1枚手に入りましたので。ここに地域防災訓練を実施しますと書いてあるんですね。防災の日は御存じのように9月1日から1週間前後が週間になっているんですが、予定としてはこの防災訓練を9月1日前後にされるのかどうか。どういう形でしょうと考えておられるのか。具体的に決まっておればそれをお聞かせください。総務課長でも結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

ほかの議員さんの一般質問等でも防災訓練の実施についてということでありまして、昨年、全体的な防災訓練というのはなかなか難しいですけど、地区を絞った中で地域の協力を得ながら、ある程度の地区の大きな地区で防災訓練の実施をということで昨年は計画しておりました。ところが、皆さん御存じのコロナ禍の中で、なかなか皆さんが集まるといのが難しゅうございましたので、昨年は防災計画の計画を7つか6つぐらい作り直しましたので、その中で入っていたんですけど、学校への防災教育とかそういう部分を行っております。あと、避難所の開設訓練等を実施したという状況でございます。

今後のことしの計画ということでございますけど、昨年実施した学校への学習の一環としての防災の教育等は実施したいと考えておりますが、昨年計画しておりました、地区を巻き込んだ防災訓練につきましては、コロナの状況を見ながらという形になろうかと思っております。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということが、コロナが続く限りはこの公約のこれは、なかなかしにくいということになるわけですかね。立派に相加的にたくさんのことやります。4年の締めくくりとして書いてあるもんですから、どうかなと思って心配しとるんですけど。それはそれとして。

今、学校の防災教育の関係が総務課長のほうからお話があったんですけど、具体的に教育委員会として防災指導とか教育はどのようになさっているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

学校における防災教育の中核になるのが避難訓練でございます。以前は火災のみを想定した避難訓練を実施しておったわけですが、近年は地震、場合によっては時期的なものがありましたけれど、ミサイル等を想定した避難訓練を実施しておるところでございます。年3回、消防署と関係機関の協力を仰ぎながら避難訓練という形で実施をしております。

また、教科等を通じて防災意識の高揚等、また社会科における学習の中で、普賢岳災害を扱うとか、そういった部分での防災教育にも取り組んでおるところでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
9番。

9番（須藤 敏規 君）

分かりました。避難訓練とかミサイル訓練、年3回、あとは教科の中で教えているということですが、指導要綱にはなかったんですが、自然災害のメカニズムとか、消防署、消防施設の社会施設ですかね、それとか特別活動での安全指導、こういうところをやっているようでございますので、それはそれとして。

それでは次ですね、佐々町の総合ハザードマップ、いろいろ資料たくさんいただいて、どれを見ていいかよく分からんとですけど。ここに各地区ごとの土砂災害特別警戒区域とか土砂災害警戒特別区域とかがいろいろ書かれたのと一緒にあるわけですけども、それぞれ。ここに地すべり区域というのはなぜ載せなかったのか。私たちは傾斜地に住んでいる東部といいますか、神田から向かって神田地区、栗林地区、野寄地区、木場地区とかずっとこの斜面ですね。ここらほとんど地すべり地域なもんですから非常に心配するんですが、この危険性はないのかどうか。そこら辺についてどのように認識してこのハザードマップに載せなかったのか。それをちょっとお尋ねします。答弁を求めます。

議長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

平成元年度に配付しましたこちらのハザードマップでございます。土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を掲載しておりまして、地すべり防止区域指定等の情報は、議員おっしゃられたよう、掲載されていないという状況でございます。

この土砂災害に係る警戒区域及び特別警戒区域につきましては、地すべり区域を含め町全体の地形・地質等を調査し、崖の傾斜度と一定の基準に基づいて土砂災害の可能性のある地域について指定がされております。

地すべり防止区域等につきましては、先ほど言われた地すべり防止区域等につきましては、ハード的な対策事業を実施するためのエリア指定でありまして、全体的な経過観察や大がかりな対策が必要な場合、それぞれの法に基づき対策がなされるということで、いわゆるハード的な区域、ハード事業を実施するときに指定されている区域ということで御理解いただきたいと思っております。

今回のハザードマップにつきましては、避難対策として、ソフト対策として法的に義務付け

られました、先ほど言われた土砂災害警戒区域及び特別警戒区域のみを掲載しているという状況でございますが、また、県から追加指定ということで、国土交通省の所管の地すべり防止区域が指定されております。さらに追加されております。今後これをハザードマップの中に入れていくかと。当然、議員おっしゃるとおり、住んでいるところがどういふところだということに住民さんに御理解いただくということは、非常に重要なことだと思いますので、その辺は再度検討をさせていただきたいなということで考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

分かりました。令和2年度に県のホームページに、令和2年3月27日、さっき総務課長の答弁では地すべり地域を含めて指定をされているって答弁だったんですけど、わざわざ県では土石流、けいぶ傾斜地、地すべりと分けて指定がなっているんですよ。分けなさいということですよ、それぞれの区域を。これは以前のさっき言われた前の県の指定地域であると。令和2年3月27日に新しく指定をされています。それが13と書いてあるけん、よく分からんですけど、県の資料を見ましたら。全体で土石流が、警戒区域が44とか、急傾斜地が198とかずっとあるわけですが、全体で255警戒しなさい。そのうちに特別警戒区域が240あったもんですから、それは全体ですね。ですけん、ハザードマップにはやはりこの地域を入れたハザードマップを早急につくらんばっちなかかなって。要するに急傾斜地とかその斜面で今家がたくさん建っているよるわけですよ。ですから、建てた人が果たして、そこをそういう地域指定になっているかどうかを知られて建てておられれば結構なんですけど、そこら辺がちょっと心配するもんですから、やはり情報は住民の皆さんに提供すべきじゃないかと、そのように考えて質問しているわけです。

ちなみに佐々町関係を8か所指定してありましたので、それが427.33ヘクタール、平方メートルになおせば大体1万掛ければ出てくるんですけど。ということは、この面積がほとんどじゃないかと私思ったもんですから、そこら辺について、産業経済課長が担当ですから、昭和38年に栗林地区が指定されて順次栗林がずっとなって、木場関係ですかね、上川内地区っていうともなって、それから木場があって上川内。ですから、こうしてしてあると思うんですけどですね。

そこで38年同時に地すべりに遭われた方は大変だろうということで、佐々で町条例をつくってあったわけですよ。地すべりに遭ったら移転費用とお金借りた利子補給をすると、そういう条例があるもんですから、やはりこういうのがあればハザードマップもちゃんと記載して、こういう制度があるのは周知させておくべきじゃないかと、私は思ったもんですから質問しているわけなんですけど。金額については昔の38年当時の条例ですから、金額は見たら低いもんですから、これ増額せんと、家屋移転とかですね、お金の二、三千万家建て替えればかかるもんですから、どの程度まで補償するのか。せっかくあるけんお尋ねしとるんですけど。そこら辺について、この条例などについて改正する検討をさせていただかんといかんもんですから、建設課長ですかね、どちらですかね、答弁いただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

御質問の件でございますが、土砂災害防止法に基づきまして、先ほどから話があつておりますように、土砂災害警戒区域と特別警戒区域が指定されております。これに伴いまして、各種国の制度として融資事業等が新しく創設されているというのがあります。そこを見たときに、町のほうで条例が定めてありますけども、若干合わない部分がやはりあつております。それを今回確認をできましたので、条例等について、その国の制度にのっとったものに改正をしていくべきかと思つておりますので、修正の手續をさせていただければというふうに思つております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

9番。

9番（須藤 敏規 君）

ぜひそのように地すべり地域については移転補償費とか融資借入れの関係が出てきますので、検討なさって改正をお願いしておきます。

そして、もう一つなんですけども、この総合ハザードマップ、指定避難所、地域の自主運営避難所、いろいろ書いてありますんですが、やはり周知させるためには、この指定避難所か地域自主避難所か。その敷地内でも結構なんですけど、地区のハザードマップの看板でも立てて、いつも通る方が分かるようにしとっていただければどうかなとちょっと提案なんですけど、どうでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

これは各30の町内会の集会所があるわけですね。集会所のほうにそのハザードマップとか、地図をつくったらどうかなということは今考えているところで、やはり地元の方たちにそのこの地元のハザードとといいますか、そういうことを周知していただくというのが、やはり地元の集会所等に設置するのがいいんじゃないかということで、これについては総務課長、担当課とも協議をしながら設置するような方向性で考えたらどうかなと思つておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

9番。

9番（須藤 敏規 君）

要するに自分たちで自分を守るということを知っていただかんと、行政100人足らずで出勤はできないわけですから。地域自主防災組織ですか、その機能を果たすように、ぜひ、看板設置についてもよろしく検討をお願いしたいと思います。

この関連については以上で終わりますけど。

いろいろ選挙期間中に各種の事業計画とかいっぱいこつ持って来ておるんですけど、なかなか読みこなしきらんで、持ってタイトルを見とるだけなんですけど。その中で佐々町国土強靱化計画がことしの3月に改定なさっておるんですけど、その文言の中に22ページ、持って来ておられる方はどうぞ見てください。避難行動要支援者名簿は策定済って書いてあるんですよ。

書いてあるんですが、何人なっているんですかね。

それから、総合計画の中に避難行動要支援者の避難対策としては、対象者の成果目標として、これ80ページですね、総合計画の80ページ、令和元年度で43.4%を令和7年度に60%としている。ということは4割の方は承諾書をもらえてないということの計画になっていくわけですけどですね。せいけん、事前公表に同意していない対象者の最新の状況の人数は何人なんですか。これは令和元年度ですから、2年度で同意なさってないか、自分のことは公表しないでくださいということ。2点ですね、答弁をいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

大変申し訳ございません。人数については、ちょっとすみません、今手元にちょっと把握ができてないんですけども、避難要支援者につきましては、今、須藤議員さんが御指摘のような形で、県を中心に県内の各自治体で今協議がなされているところがございます、それぞれの自治体で今取り組むようにしておりますのが、名簿の作成という形では今の御指摘のような格好で同意を得られてないというふうな方もいらっしゃる、県内では諫早市が100%同意というふうな形で名簿がつくられているところがございます。

ただ、今県を中心に協議をさせていただいている部分につきましては、本当に支援が必要な方ということでの同意を明確にとっていく必要があるのではないかという議論が、各自治体から出ておりまして、本町においては各町内会において意見交換を行う場として、地域ネットワーク情報交換会というのがございます。そこには町内会長さんをはじめ民生委員さん方それぞれ御参加いただくような場ではございますけれども、そういったところで、これから一応私どもの目標としては今年度中ということ考えておりますけれども、そこで協議をさせていただきながら、しっかりと、本当に支援が必要な人を救えるような名簿につくっていかうということで話を進めているところがございます。繰り返しになりますけれども、県下でも同じような議論が今進められているところがございます。申し訳ございません、先ほど言われた人数については、すみません、あともって御報告させていただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

あと1件、国土強靱化ですか。あと1件、どこかな、総務課長。（須藤議員「よかです。」）いいですか。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

あと40何分ありますから、その間に担当職員が上がってくるかと思しますので。その中で、今県と協議をしながらあったんですが、これは県とどのような協議をなさって、つくっていくんでしょうか。今の答弁は、選挙期間中の前いただいた、佐々町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画に今課長がおっしゃったの、そのとおりに書いてありますんで、間違いないように言われたんで立派だなと思ったんですけど。それが今どの程度進んでおるのかなと思って質問していきよるわけですけども、人数が何人おられて、その中で同意をした方が何人かということ。なぜこの質問するかというと、次の医療的ケア児と家族の関係があるものから、ここではちょっとお尋ねしていきよるわけですけど、数字についてはあとで時間内にお願ひいたします。そういうことでこれはここで終わっておきますけど。

それで次ですね、高齢者、障害者等の個別避難計画、防災と福祉の連携についてというところが

通知が来とると思うんですけど。つくるのは町が作成主体となって策定しなければならないわけですが、そのつくるとなった方針とか体制はどうやってつくっていくのかというのを、今の状況について答弁をいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

先ほどの御質問の中で、まず県との協議につきましては、県と佐々町ということではなくて、県下21市町が入った担当課長会と担当者の会議がございますので、そこでの意見交換も含めた事業の進め方というふうになっているところでございます。

すみません、高齢者、障害者の避難の計画については、すみません、今手元にちょっと確認すべき資料がございませんので、ちょっと答弁はちょっとできかねますけれども、申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

言われたように、今から災害が起きた場合は、要介護支援者とかの避難をどうしていくのかという問題が出てきますから、今の職員体制ではたぶんどきないだろうと考えるわけですよ。そうした場合に、やはり地域にお願いしなくちゃいけないし、いろんな方がおられますから、ある程度の知識のある方じゃないと支援できないという形になりますから、そこら辺をちょっと心配しとるもんですから。自主防災組織も総務省から言われて立派に全町内会できていますが、果たして機能するのかというのが、非常に心配しとるんですよ。役員さんの充て職で配置してあるのかも分かりませんが、実際に起きた場合はどうするのか。日頃自分たちで防災とか減災について考えておられる方は、どこに逃げればいいのか分かりますけど、子どもさん達とか分からないわけですよ。ですから先ほども質問しましたように、学校では啓発とか、自分の命は自分で守るというのを早めに教科の中でも、また訓練をしながらでも啓発か、啓蒙といいますか、していただきたいと思っておりますので。

次もちょっと質問しようかと思いましたが、個別計画については非常に難しい問題があるかと思えます。まず、この方はどういう支援が必要なのか。一人一人つくっていく対象者は把握していかなくちゃいかなうようになるもんですから、大変だと分かりますけども、人員の問題も出てきますから、次の医療的ケアでも関連して質問いたしますけども、十分に研究・検討なさって進めていただきたい。意見として申し上げておきます。これで土砂災害関係については終わります。

3項目の森林環境譲与税財源、今年の3月質問させていただきました、とりあえず基金に積み立てて、運用していくということをつくってまいりました。元年度で189万円程度積み立てて2年度ちょっと調べてみたら403万円程度、令和2年度で入ってくるようになっておりますけども。これのその後の使用方法について、やはりお金を今から国に納めていくわけですが、前払いで私たちが市町村に対策経費としていただいとるもんですから、どのように1年間検討なさったのか答弁をいただきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

森林環境譲与税の検討についてなんですけども、県内の各市町でも森林環境譲与税を活用した森林整備は検討されているところがございますが、市町でも事業を進める上で森林整備における知識や経験が乏しいことから、県が市町への支援を行いながら森林整備を推進しておりまして、県と連携しながら今後の取組方について各市町で模索をされているという状況でございます。

本町におきましても、県のモデル事業として1地区において森林所有者への意向調査が行われまして、今後の森林の管理についてどうするか確認がされているところがございます。この結果によりまして、今後の維持管理を検討し、林業経営に適した山林につきましては、林業公社や森林組合といった林業経営体に管理をしていただくことを想定していますが、林業経営に適さない山林については市町で管理をしていかなければなりません。そういった森林の維持管理費に使うことを想定しているところがございます。また、公共施設の木質化を図る場合にも使うことができますので、木材利用の促進のために庁舎建設などに使うことも検討しているところもございます。

令和2年度の決算で約600万円ほどを基金に積み立てていますが、本格的な森林整備を行う上で木々の伐採等を行うこととなりますと、相当な費用がかかるというふうに予想されますので、当面の間は基金積立てをさせていただきたいというふうに思っておりますが、引き続き他の市町の事例を参考にし、本町において有効な利用ができるという事例があれば取り組んでまいりたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

去年と同じような答弁ですね。1年間あれから進んでいない。非常に残念です。県とかそういうと協議がなくて、佐々のこの森林、山も町有林もあれば、個人の植林したところもある、雑木林もある。どうしていけないのかっていうのを研究していただきたいなと思うんですね。県は県でお金がきとるはずですよ。半分は県にいとると思いますが。県はお金がきた当初からそういうとに使っているわけですわたいね。うちは黙って積み立てるだけ。当分の間っていったら、町長、当分の間って何年ですか、任期中4年ですか。それはないですね。やはり税金を納めて有効に佐々町も使わないと。県が使っているのは、森林の守り人強化促進事業とかですね。これは長崎県の森林環境税500円取られているんですかね、みんな。その分ですよ。それでやっているんですね。ですから、元年度と2年度とそれを利用して佐々町は何か取り組んだんですかって、前質問したと思うんですけども、利用していない。うちのお金も使っていない。そしたら何のために税金を納めて、取られてするのか。例えばさっき言った道路管理の面についても、そういうのが伐採ができないのかどうかですわたい。隣接の山に、こっちに入っていくために必要ですから言うて、一緒に伐採をしていくとか。伐採機械が1,000万円かかれば、機械が何かあるって聞いたもんですから、その場で、現物でチップにして山に返していく機械があるそうですよ。バーって切って砕いてその山に自然に戻るように。いろんなのが調べたらあるもんですから、研究をぜひして早めに使うようにしていただかんと。ずっと残って行って、要するに森林組合とか林業公社の自分たちが仕事するためにお金回すためです。非常に困るわけですよ。やはりそこら辺はそれでよかですけど、そこで管理できていない個人の市町のしなくちゃなっているんでしょう、法律的に、残りは。市町でせんば分をどうしていくのかっていうとお尋ねしよとですね。個人であっても高齢化でできない山持った人たく

さんおられますよ。植林したところは林業公社とか森林組合に頼んで結構ですけど、実際に山持って荒れて管理できない山があるけん、どうしても道に覆いかぶさってくるところあるから、それをどうしていくんですかって言いよとですけん。それでできれば市町が計画して、道路の伐採でもしていけるんじゃないかなとも考えたもんですから、ここにわざわざ質問事項に上げたんです。均衡のとれた政策をしていただけないでしょうか、タイトル上げたわけですよ。十分に研究してやっていただきたい。今のところは、とにかく積み立てるって。当分の間っていうたら何年を考えているんですか。任期中ですか、当分の間。来年度でも使って有効に伐採費用でも道路の関係したとに使っていただかんと。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
森林環境譲与税のお話でございますけど、これはやはり市町村においては先ほど申されましたように間伐とか、それから人材育成とか担い手の育成とか確保とか、そういういろんなことで使えるということになっていきますので、町としましても今600万円あるわけでございますので、やはり基金の有効利用、それから森林の地域の環境整備というのが必要になりますので、それに充てたいと、今後充ててやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。全部基金をずっとためるつもりはございませんので、有効な利用をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

意見として申し上げております。とりあえず基金に入れておけばいいということで積み立てていったら、町長が命令か指導しない限り動かないわけですよ。ずっと今まで見てきた基金から見ればですね。有効に使うためには、ぜひ来年度からでも結構ですから、ことしからかも分からんですけど、早急に活用できるように検討してください。

これで1項目の分は終わります。

次、きめ細やかな行政サービスの提供ということで、華々しいことはあるんですけど、今回医療的ケアの必要な方とその家族を支援するというこのテーマで質問させていただきます。

昨日も同僚議員のほうから少し触れていただいたんですけども、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年6月18日に公布されて、3か月後に施行ということで9月18日ですか、施行されるわけですけど。これは全ての関係課に関係する事柄がたくさんあったもんですから、なかなか理解しなかったんですけども。今まで任意的に佐々町はこういうことがされてきたと認識はしてはいるんですが、厚生労働省が令和元年の推計で大体こういう方が2万人おられると推計してある。長崎県においては170人と推計されておりますと書いてございました。目的といたしましては、子育てをなさる家族の負担を軽減して医療的ケア児の成長を図るということで、今これは議員立法で成立した法律でございますけども。このことについては県を通じて市町村、教育委員会、関係団体等に周知されていることと思っておりますが、今までは医療的ケア児等総合支援事業って、平成31年度に任意事業として各市町村、県とかやってきたんですけど、今度はどの地域においてもこういう子どもたちについて、家族については、分け隔てなく支援をしなくちゃならないという地方自治体の責務として明記されておるわけでございますので、その関係について現時点での考え方についてお尋ねをさせていただきます。

まず、人工呼吸器による呼吸管理とか、喀痰吸引、胃ろうとかその他いろいろございますけれども、現時点で該当者は何人おられるのか。それから、その対応はどうかしているか、実態について答弁をいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

まず、町内で、町のほうで医療的ケア児として把握しております人数としましては、6人ということになっております。少し説明をさせていただきますと、この6人の把握の仕方というのが、実際、医療的ケア児に該当をなさった場合というのが、医療のほうの方面でまず治療が開始されるわけですけれども、その段階で町に情報提供があるわけではございませんで、医療保険の制度の中で訪問診療ですとか、県のほうでなさっていらっしゃる小児慢性特定疾病医療費助成制度といったものの利用をなさるようにはなるんですけれども、県からそういった情報提供があるわけではございません、町のほうに。

町としてつかんでおりますのは、医療機関のほうから退院後について町の支援を必要と考えられるかどうかというふうなところの御家族といいますか保護者の方に確認がございまして、その上で町のほうに連絡をいただいたり、もしくは出生前からですけれども、出生の前後に先に相談をいただいたりというふうなところで把握をしている人数というところで御理解をいただきたいと思います。

対応としましては、実際入院をなさっているあいだは、町として直接何か支援をするということは基本的にはございません。実際に退院をなさるところに向けて様々医療機関と連携を図りながら、退院後在宅でどのようなケアが必要かというところを医療機関とも協議をしながら、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、そういったところをどのように絡めて支援をしていくかというふうなことを事前に御家族含めて協議をし、実際に退院を迎えていただいているというふうな状況となっております。退院後につきましても、定期的に訪問をしながら、状況を確認しながら支援をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

実態についてはおおむね理解できました。こういうことが今までは任意事業としてやってきたわけですが、これが法的に自治体の責任としてやっていかなくてはならないということで、県においては別段何か支援センターを設置しなきゃならないような義務付けになっているようでございますが、今からの問題でありますけれども、十分に課内でも連携を取っていただいで進んでいかないと、人が要るし、お金もかかるし。しかし、必要なことなものですから、必要不可欠、何もしなかったらなくなってしまうから、十分に検討していただきたいと思えます。

そして、あわせてずっと調べとったら、長崎県の福祉保健総合計画、ながさきほっとプラン、令和3年度から7年度まで長崎県が作成した分があるんですけど、いろいろ資料があつて分からんとですけど、これができているんですよ。そこにきめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援ということで、長崎県においてもつくってあります。その7項目に重度心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する支援ということで、中見たらあとで分かるかと思いま

すけども、書いてあるんですけど。その中で町長さんは専門部会の委員として、町村会を代表して参加されておりまして、この医療的ケア関係について支援内容にどういう協議があったか。専門部会でやっとなるようでございますので、もしどういう内容で、知っておられましたら、この医療的ケアについて、協議の専門部会に入っておられるようですので、行っておられなかったら行っておられないで結構、担当課長が行ったとかも分からんですけど答弁をいただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
すみません、委員にはたぶんなっていると思います。町村会の代表で各種委員ということになっていきますけど、専門部会にはたぶん私_____と書いていますので。担当課のほうでもし分かれば。すみません、私ちょっとそこがよく覚えてないのですみません、申し訳ございません。委員にはなっているとは思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）
一応協議内容ということで質問がっておりますので、あとで報告はいいですか。
9番。

9 番（須藤 敏規 君）
分厚い計画ですから、いちいち専門部さんたちには説明がなかったとかも分からんですけど、一応こういう長崎県の計画にのっかって佐々町もたぶんつくってあるんだろうと思うとるんですけど。このスタイル見たら、総合計画とぴったり、同じ業者やないかなと疑うようなこともあるんですけど、中身。参考に見ていただいたら分かる。それはそれで結構でございますが。
そしたら、今回の法律が、施行が9月18日から施行されるわけですけども、各課に連携してくるわけですね。自治体の責任として、どのようにこの医療的ケア児と家族について支援をしていこうということで。皆さんこの通知書を、私は一般質問するということで、一読は皆さんされていると思うんですけど。どのように考えておられるのか。保険環境課長、住民福祉課長、どこがあるのかな、教育委員会もあつたな、そこら辺で、この法律が施行されるにあたってどのように考えてやっしていこうと考えているのか、それぞれ原課のほうから答弁をいただきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、先ほどの御質問で避難時の要支援者の関係ですけども、昨年8月1日現在ということで604人の方を対象として、同意を得られたのが262名の43%というところでございます。先ほども申しあげましたように、こういった形が県内同じような状況でございますので、本当に支援が必要な方そういった方たちの名簿をつくるような形で、今県下一斉に大体進めているというふうな状況でございます。

それから、医療的ケア児ですけども、今現状として保育所で1名の医療的ケア児をお預かりしております。それに対応して看護師も配置をさせていただいているところでございます。先ほどから議員御指摘のように、この対応につきましては令和元年度から実施をしております。現時点では国のほうが4分の3の補助を国のほうから受けて取り組んでいるところでござい

ます。保育所についてはそういった形で、これまで補助金はモデル事業というふうな形でございましたけれども、こういうことで取り組んできたというところでございます。

それから、今回の法律の9月18日施行へ向けて、今後の対応ということになりますけれども、保育所についてはこのような形で必要に応じて対応をしていく。また、住民福祉課所管では学童保育というのがございますけれども、学童保育につきましても、この法律に掲げているような対応はすべきであるというふうに考えております。学童保育につきましても、当然資金面、財政的な支援が、国のほうの支援がどのようになるのかというのがまだ見えてきておりません。恐らく仮に該当する方が出てくるということになれば、当然学童保育でも対応をしていただくというふうなことになるかと思っておりますけれども、その部分につきましても、国が示す加算金等を含めた対応で契約をして事務対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

住民福祉課については以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

先ほどこれまでの実績といいますか、実態のところ少し御説明をさせていただきましたが、まず医療的ケア児への対応という部分でいきますと、今回、議員おっしゃるように議員立法によって法整備がなされたというところはございますが、今回の法整備以前から医療的ケア児に対する対応というのは、努力義務でありましたけれども行ってきております。今後につきましても、同じように町の責務というふうに法的位置付けは変わりましたが、同様に対応をしていく必要があるというふうに考えているところです。今、住民福祉課長からもお話ありましたように、まだ法の施行はされておませんが、連携を図りながら保育所への通園を望まれるお子様といいますか、御家族の意向を酌みまして連携を図って、実際に保育所のほうでの受入れをやったりということも既に行っているところです。

今後につきましても、法の施行によりまして、町の責務というところは明確になりましたけれども、今後恐らく国のほうで、また新たな支援策等々がまた示されてくるのではないかとこのようにも考えております。引き続きそういった支援策等々にも対応しながら、支援そのものを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

学校関係でございますけれども、現在在籍する医療的なケアが必要な児童生徒というのはおりません。しかし、今後対応が必要になるということは十分に考えられていることでございますし、そのことについて対応を練っておく必要があるだろうというふうに考えておるところでございます。

現在は4月の校長研修会、教頭研修会において同法が成立したことを確認し、今後対応について検討が必要であるという共通理解をしている段階でございます。

今後、福祉関係、保育所関係、また医療関係と連携して、また医療的ケアが必要な児童の個別的な状況というのが非常に、ケアの内容についてどう対応するかというのが大きなポイントになると思いますので、相談活動の充実等によって対象となる子どもとその家族にとって、最

適な教育環境を提供できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

すみません、今までやはりこういう責務ができるということは、町としましても、こうしたお子様とそれから御家族の皆様方が、やはり地域で安心して暮らしていけるように寄り添いながら、やはり状況に合わせた支援というのをつないでいく必要があるんでないかと思っていますので、関係機関とか関係各課とか連携をしながら、やはり必要な支援体制の整備というのは拡充に努めていかなければならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

関係各課の課長さん方には、それぞれのこの法律施行に伴います9月に向かっての考え方について答弁いただいたわけですが、要するに問題は、今のところは少人数での保育所とか保険環境課での6名の方とかいうことで結構ですが、今後、やはりそれを見るための人材の確保というのが問題になってくるんじゃないかと思うんですよね。それぞれ町村で見ていくとなれば、ある程度の看護師さんとかいろんな人工呼吸器の取扱いができる方とか、いろんな資格が要るような方が出てくるもんですから、今の段階でよく分からんでしょうけども、そういうもし町ですとなれば、人材確保について、町長どのようにお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり町でこういうことを責任持ってやるということになれば、今おっしゃったとおり専門的な職種といいますか、やはりそういう看護師さん何とか要るわけでございますので、それについては十分各課で連携をしながら、雇用についても考えなければならぬんじゃないかと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

最後になりますけども、この医療的ケア児の関係が出てきまして、災害関係でも関係はいたしますけども、避難所においても、こういう方がまず避難するとなれば、それなりの人員スタッフが要ろうかと思っておりますので、総務課におかれましても、防災計画の中でいろいろ研究なされて、よき方向に、必要な対策だろうと思っておりますので、ぜひとも町長さんは、介護保険でも大臣表彰をもらった佐々町でございますので、この医療的ケアの対策についても、ぜひ国の見本となるような政策をうっていただきたいということで、意見として申し上げますけども、よろしくお願いを申し上げます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、9番、須藤敏規議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（10時59分 休憩）

（11時07分 再開）

— 日程第2 一般質問（永田 勝美 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
一問一答方式により、4番、永田勝美議員の発言を許可します。
4番。

4 番（永田 勝美 君）

それでは、4番、永田勝美です。日本共産党佐々支部を代表して、憲法を暮らしに生かしたまちづくりを進めていく思いを込めて発言したいというふうに思います。

一つは、町政の基本姿勢について、3月議会でも取り上げましたけれども、いわゆるカーボンニュートラルの問題についてどのように捉えていくのかと。今後佐々町をどのような町にしていくかを考える上で、欠くことのできないテーマとなっているというふうに考えています。

国連で持続可能な社会SDGsがうたわれ、国をあげてカーボンニュートラル推進が述べられている中で、改正地球温暖化対策推進法がことし5月26日に成立し、これから地方自治体でも地方公共団体実行計画の策定が義務付けられていきます。そうした中で、佐々町としてもどのような計画をつくっていくのかが問われているというふうに思います。

議会選挙が行われ、町長選挙も行われての最初の議会でありますので、今後に向けて、この地球温暖化対策推進法に基づく計画というのが、まだ義務というわけではないんですけども、早晚義務付けられていくことは間違いないわけですね。その際、町として具体化を進めていく上で幾つかの問題についてお尋ねしたい。

3月議会で私が行った質問に対して、町長は公共施設の更新や維持補修にはソーラーパネルの設置など、あるいは公用車の入替えの際に電気自動車など、具体的な問題意識も示されました。そういう方向性というのは、地方公共団体として率先してやらなければならないと考えているとお答えになりました。

具体的な取組みのテーマは大変幅広いわけでございますけれども、地産地消エネルギーの問題は、取組の内容としては一つの根幹をなすものではないかと私は思います。例えば、現在進められている役場庁舎の建替えの中でも太陽光パネルをどのように設置していくのか、蓄電設備の可能性など、どのように勘案するかなど現在進行形で検討が迫られている課題が数多くあるわけでございます。

当面お尋ねしたいのは、太陽光パネルの促進について、設置促進に向けて、町として考えておられることがあればお示しいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

2050年のカーボンニュートラルということで、脱炭素社会の実現に向けた取組みということ

で大変大きな課題となっているわけでございます。これはやはり地球の温暖化ということで温室ガスの排出をやらないよとということ、3月の議会の一般質問の際にも回答しているわけでございますけど、やはりこの問題というのは世界的に大きな問題でございます、日本においても2050年までに温室の効果ガスの排出を実質ゼロにするという宣言がなされておりまして、国において今後様々な政策が打ち出してくるものと考えておりまして、町としましても適宜これに対応しながら行く必要があるんじゃないかと考えているところでございます。

このニュートラルの問題は、世界的に大きな国際的な話でありまして、大変我々も重要なことだと認識をしておりますが、まだ具体的な検討はしていないということが正直なところでございます。しかしながら、先ほどお話、議員が申されましたように、再生可能エネルギーについても太陽光パネルの設置とか、一定条件を満たす住宅建設についての補助などのやはりそういう検討を行っていく必要があるのではないかと考えておりまして、何しろテーマというのが非常に大きく幅広く多岐にわたるので、重要性というのはもちろん議員が言われるように認識はしているわけでございますけど、やはりこれも国とか県の動向というのがどうなるのかというのも、やはりこれも見ながらやはり検討をしなければならないんじゃないかと思っております。

このような大きな問題に取り組むにあたりましては、やはり議員がおっしゃるとおり、今後の構想とか金額的なものが必要になってくるんじゃないかと思っておりますし、やはり体制を含めて、どういう体制をつくるのかと、このニュートラルの問題に対して、やはり太陽光とかいろいろな問題が出てきます。そういうものを考えれば、体制を含めて今後どうするのかというのは、やはり検討をさせていただかなければならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
4番。

4番（永田 勝美 君）

まだ具体的な検討には入っていないということですが、この問題はそんなにゆっくり考えていっていい問題ではないのではないかと。特に地球温暖化防止で二酸化炭素排出ゼロにする、それに向けた地産地消エネルギーの拡充については、国もそれについては積極的な方針を掲げています。そういう中で町としてできること。具体的には先ほど庁舎の建設のことを申し上げましたけども、町の公共的な建物ですね、学校だとか体育館だとかそういった施設、そういったところやあるいは町営住宅ですね、こういったものの改修を行っていく計画はそれぞれあるわけですね。その際に太陽光パネルのことは当然検討せざるを得ないのではないかと。あるいは、太陽光パネルだけじゃなくて、いわゆる省エネ住宅の機能だとかということも検討しなくてはならないのではないかとというふうに思います。

そういう意味ではやはり構想を描くという、計画に至らなくても、一つのイメージとしてやはり町民に分かりやすく、住民生活にプラスとなるようなプランというのをやはり立てること、町長御自身が持たれることが非常に重要ではないかと。その際に太陽光パネル設置の促進というのは、大変インパクトのある取組みではないかと。もちろんなかなか進んでいないという問題もあります。太陽光パネルの設置率が、九州地方が非常に高いんですけども、それでもまだまだ設置は少ないですね。長崎県も少ないし、佐々町もまだまだ少ないという状況があります。

一方で佐賀県などは、そういったものについてはかなり積極的な推進が図られているという状況があります。これにはやはり先ほど町長も言われましたけど、公共施設や個人住宅などへのパネル設置の補助を行っていくこと、これは大変有効ではないかというふうに思います。

そういう点で国や県の動向を見ながらということもありますけれども、やはりいつまでにど

ういうイメージ、どういうものの、どういうまちづくりを進めていくのかという一つのイメージというのはやっぱり持つていく必要があるんじゃないかと。そういう意味で、きのうの施政方針の表明の中では、なかなかそういった問題については触れられませんでした。これから様々な問題がありますけれども、太陽光パネルやバイオやあるいは小水力発電など、佐々町で可能性のあるものについてのやはり検討というのは、かなり幅広く行っていく必要があるんじゃないだろうか。そういったものについての検討をどのように進めるのかということについて、もしあれば一言お答えいただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員も御存じのとおり再生可能エネルギーって、今、日本は9%ぐらいしかたぶんしてないと思うんですね。よそは60%とか、以上のところもヨーロッパにあるわけです。だから、日本としても再生可能エネルギーというのは上げなければならないということは、やはり日本全体でやってくるんじゃないかと思っていますし、またこれは我々も、やはりこういう脱炭素化ということになれば、町としてもそういう計画を立てなければならないんじゃないかとは思っています。しかしながら、この限られた人数と予算の中でどうするのかというのは、まだ先ほど申しましたように検討してないわけですね。この前菅首相が2050年には脱炭素でやられるということでお話がありましたけど、町としてもそういう具体的な協議というのをやってないもんですから、これを具体的にどういう方向でやるのかと。太陽光エネルギーは大変いいことだと思っています。それに対する補助をどうするのかとか、いろいろ設置場所も全部決めなければならないわけですね、どこでも。だから、そういうことを考えれば、どうするのかというのは、やはり今後検討してやっていかなければならないんじゃないかと。どうするという構想というのはなかなか難しいわけでございますけど、私としてはそういう脱炭素化については、やはり町としても率先してやっていかなければならないということは考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

ぜひ、特に関係する課などでも情報の収集等についてはやはり積極的に進めていただきたい。一言申し上げておきたいのですが、私は太陽光パネルの中でいわゆるメガソーラーですね、これについては大変いろいろ問題も多いと。例えば山の上の木を伐採してそこにメガソーラーを並べる、あるいは傾斜地に設置をしてそれが災害につながるというような事例も全国的に発生しています。環境の問題からも非常に問題も多いということもありますので、私が特に推奨といいますか進めるべきは、やはり個人住宅や公共施設のパネル設置、屋根に太陽光パネルをつけるという仕事は、これはやはり住民にとっても非常に身近なテーマになりますし、取組みとしては非常にインパクトを与えるんじゃないかということをおっしゃりたいと思います。

それから、次の内容に移りたいと思いますが、昨日5番議員の一般質問の中で、いわゆる危機管理課の設置は困難だという答弁がありました。私はこの間、防災を担当する職員の専任配置について提案をし、一定の議論をしてきたところでございます。それは、防災は日々進化し変化するものだと。かつ、長期・短期の視点で取り組む即応的なテーマであるというふうに思

います。したがって、多くの知見を学び、佐々町版の防災マニュアルを日々更新していく、そういうスタンスで仕事を進めるべきではないかというふうに思っています。

取組みの蓄積が欠かせないという課題だと思うんですね。その際に、3月議会で総務課長からは職員をずっと防災だけに専従させるという形は、非常に職員のローテーション的には難しいとおっしゃられました。私はその発想を転換する必要があるのではないかというふうに考えています。なぜなら防災の問題は、町政全ての分野に関わる課題です。町職員があらゆる分野に精通していく重要な機会となると。言い換えれば、職員の育成上も極めて重要なポジションとなるのではないかと思います。だから、計画の作成や見直し、町内会との連絡調整、施設関連部署との連携、防災関連の法制の研究。防災担当専従者がやるべき課題というのは、本当に町職員としてまさに本領発揮していくそういうスキルを身につけていく、そういう仕事でもないのか。私は幹部職員育成の登竜門の一つとして位置付けてはどうかというふうに私は思います。ですから、そういう点で専任担当者の配置について、再度検討いただく余地はないかと。総務課長いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは長谷川議員からも昨日、今危機管理課の設置についてということで、そういうことで防災を対応していくということで、今総務課内で総務班の中で防災を担当しているということで対応を今やっているわけでございますけど、やはりこの総務班というのを分けて防災関係の班を新設できないかというのは検討しているところでございます。ただ、防災担当の専門職の設置というのは、なかなか現状では厳しいのではないかと思いますし、やはり防災担当というのは、担当者が替わった場合も継続して対応が必要であると思っていますので、やはり担当職員だけじゃなくて、やはり町の職員全体が組織的に、この防災というのはよく勉強していただいて、組織的な対応というのをやっていただきたいと考えておまして、今のところそういう防災の専門員の設置というのは今のところ考えていないということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

表現があんまり適切じゃなかったかもしれません。要するに防災の専任担当職員なんですね。専門家を育てるといふ、いわゆる専門家とは少し違うと思うんです。そのあたりは今後もぜひ議論していきたいと思いますが。やはり蓄積をしていく上には専従をし専任担当をして、やっぱり学び深めていく、そして資料も残していくと。そのことをきちんとやっぱり継承していく、そういう人的システムをつくっていくということが求められているんだということを申し上げたいわけですね。

次に行きたいと思います。ため池の問題です。かんがい用ため池の問題について、これも3月議会に引き続いての質問になりますが、かんがい用のため池は言うまでもなく、水田への安定的な水供給のための設置ということかなと。しかし、佐々町では近年、水田の地目が変更され、その跡地が宅地として開発されてきている。町内では各地にそうした宅地が急速に増加しています。ため池が防災上の脅威となる状況も指摘されていると。ため池の堰堤のすぐ下にアパートがつけられているところがあります。しかし、かつてため池や水路の保全を行ってきた

農業者の方々が減少し、保全の力が損なわれている。これはきのう町道のことでもおっしゃられました。その結果、堰堤や水路の保全にあたって、町が行ってきたいいわゆる材料費支給のみの負担という枠組みでは十分な補修維持が困難となっているところが生じている。そうした状況について、堰堤についてはため池防災の緊防債が引き続きあるんですけども、水路ですね、ため池から水を引く水路、水路の保全について、いわゆる材料費支給というやり方だけでは、もう立ち行かなくなっている。しかし水路は補修しなければならないというところが幾つも出ています。このことについて、その枠組みをもう変える必要があるのではないかとというふうに思うんですが、町長の御意見あればお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ため池の対策ということで、大変今農家の方が少なくなりまして、それから高齢化ということもありまして、ため池の保全というのは大変重要なことになっているのではないかと考えています。

平成25年から27年におきまして、県事業におきまして38か所のため池の調査というのを行いまして、県営事業におきまして、3か所のため池というのは今改修を行って、今年度で工事終了が予定されております。それから、近年の豪雨災害によりまして、国とかの指針のとおりで、県を通じて改めてため池の劣化というのが、先ほど仰せられたように調査を行うことになりまして、今年度から令和5年度までに残りの35か所の調査を国庫補助によって行うようにしています。

それからもう一つは、それに続く水路のことをございますけど、これについて今までは地元の関係者の方で修理をしながら、それから材料費、材料といいますかそれを支給していたんですけど、やはり高齢化とかそういうことになれば、なかなか難しいところもあるわけをございますので、この水路についてももう少しどうするのかというのは考えて、町で工事でやるべきなのか、関係者に出して受益を出してもらうのか、負担を出してもらうのか、そういう、いろいろなことがありますので、これはもう少し協議をさせていただいて、やっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

防災という角度からも、例えば水路の保全を怠ったために水路から水が出る。それでその地域に浸水するということもあるわけですね。実際に口石の平田のため池とか、里の町内会の社ノ元ため池とか、神田のほうにもですね、ため池のすぐ下にアパートがいっぱい建っている。そういうところだんだん増えてきているんですよ、町内的にはですね。そういうところで水路の管理というの、やはり一緒に、ため池の防災だけじゃなくて一緒にやっぱり管理をしていく必要があるんじゃないだろうか。防災という角度から対応ができないのか。ぜひ御検討いただきたい。

昨日来、町道維持の問題も立木伐採の問題とか、なかなかやはり時代的变化に対応できていないと。今、昔と違って、いわゆる炭を焼いたり、里山の雑木を利用する機会というのが少なくなっているので、町内の樹木というのは、ものすごい大きくなっているんですね。これが台風の際とかそういったときに家に落ちてくるとか、大木が折れて落ちてくるとか、それから墓

山の墓石に倒れ込んで墓石を破壊するとか、本当にそういったことがだんだん増えてきているんです。これは本当に防災上もやっぱり非常に問題なんです。でも、これについては立木の伐採については、その土地の所有者の責任でやらなくてはいけないということで、大木を切ろうとすると数十万かかるわけですね。その負担が耐えられないのもう土地を手放したいと言われている方もいらっしゃいます。そんなこともあるわけですが、こういったときにやはり町道の保全や農道の保全やそういったことあわせて一緒なんですけども、やはり超長期の計画、樹木の伐採について、五、六年単位での樹木の伐採というのが言われたんですけども、大木の伐採については、10年、20年に一回ぐらい大きいところを切るという計画をやっぱり立てる必要があるんじゃないだろうかとということで、本当に持続的、持続可能性という観点から見れば、基本計画をつくってやはり計画的に改善補修を行っていく必要があるんじゃないか。これはため池や水路の問題だけでなく、町内のインフラが棄損される、あるいは個人の財産が棄損されるということ起こり得るわけなので、ぜひとも計画を進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つ、緊急防災事業債の活用について、エアコンの設置に絞って追加したいと思います。これについては3月議会で町長から、県からスポットクーラー大きいのを5台ももらったからということでこれを活用しようという話でありました。実際にこのあいだ、交流センターの1階の多目的ホールで避難所開設訓練がありまして、スポットクーラーが使われたんですけども、もう全然役に立たないですね。5台入れているんですけど、使い方もあったんでしょけども全然役に立たない。しかも、コロナ禍で室内テントの設置訓練があったんですけど、テントの中では熱中症になりますよね、多目的ホールでは。防災の担当者も1階には設置しませんというふうなことが言われていましたけれども、実際には、多目的ホールはやはり本当にエアコン設置がどうしても必須なんじゃないだろうかと。多目的ホールはまさに避難所となるほか、日常的には剣道や空手などのスポーツ施設としても活用されているわけですね。猛暑が続く中で、本当にあそこでやるというのは、スポーツそのものが危険になるというぐらいの暑さですよ。きのうの夜も剣道の練習とかやっていたけども、本当にすごい熱気というか暑いんですね。ここは、だから、多目的ホールでまさに本当に様々な目的に使われるところですから、ここのエアコン設置は当面必須の緊急課題として考えておりますけども、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今地域交流センターで総務課主催でやったときには、大変炎天下でスポットクーラーということで、炎天下で厳しい状況にあったということは私も聞いておりまして、なかなか厳しいわけでございますけど。今、緊急防災・減災事業債、それから緊急自然災害の防止の対策事業債というのが期間延長になったということを知っておりますので、町としましてもその部分について、やはり今剣道でもたぶん、今夜間でもこの向暑でございますので大変高温になると、やはりおまけに防具をかぶっているわけでございますので、なかなか厳しいのではないかとは思っておりますので、町としましては、やはりクーラーの設置については前向きに検討しなければならないのではないかと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

ぜひとも早急な検討をお願いしておきたいと思います。

それから、2番目のテーマに、新型コロナ対策について第5波が過去最大の感染となると。きのう9,000人ですか、東京都で3,000人を超すということで、全国的には今週は1万人を越すのではないかというふうに言われています。大変な事態であります。

佐々町の場合は、ワクチン接種の取組みやあるいはPCR検査の拡大に向けて措置もするというですけれども、なかなかこれを検査を押しえ込んでいく力としては、やっぱりPCR検査というのはどうしても必要なのではないだろうか、もっともっと。それで、長崎市も繁華街でのPCR検査をやるということできのう報道されておりましたけれども、特に事業者の方やあるいは保育所、学校、それから福祉施設、そういったところでのワクチン接種等、それからPCR検査というのは定期的にやっていかないと、やっぱり爆発的な感染になるときってというのは、本当に防げないのではないだろう。なぜかという、無症状感染者が入ってきて一気に広がるわけですね。無症状感染者を見つけ出さないと、そしてその方を隔離し保護していかないと、広がるというものはっきりしているわけですね。だから、無症状感染者を見つけるという発見するためには、やっぱり定期的な検査というのは避けられないのではないかと。特にクラスターの発生のおそれのあるところですね、保育所、学校、学童保育所、それから高齢者施設やそういったところ。高齢者施設等についてはワクチンの接種がかなり進んでいるということありますが、特に子どもたちが対象になるところについては、対応が求められているのではないかと思います。

さらに現状認識として、事業者支援の問題で、今のところ町としては新たな事業者支援については考えていないということですが、佐世保市では飲食業の皆さんに対して10万円の支援ということが取り組まれるというふうにお聞きしております。このことについて商工会などからの要望など出ていないのか。それから、今後そういったいわゆる事業者支援のほうについてはどうお考えなのか。

さらに3点目ですけども、生活福祉資金の活用状況、その後どうなっているかと。分かる範囲で結構ですので、短くお答えいただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

商工会からの要望等というのは、うちのほうには現在要望されていませんのでそちらのほうは、まだいただいていないという状況でございます。

事業者支援につきましては、前に行いました経済対策という形の支援のほうを行っておりますので、現在のところまだ様子を見るというような状態で経過のほうを見ながら、あと国県の補助等も見ながら進めていければというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（今道 晋次 君）

すみません、生活資金のところですけども、議員御承知のとおり、社会福祉協議会が窓口になっております緊急小口資金と総合支援資金がございます。ことしの6月末の時点で緊急小口資金が62件、1,140万円の貸付けが行われております。総合支援資金につきましては41件、

2, 160万円の貸付けが行われているところでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

PCR検査の事業所への定期的な実施ということについてですけれども、今のところ、今回PCR検査の助成事業を拡充はいたしました。今のところ事業所、特に保育所ですとか介護事業所とか、といったところを限定しての定期的な実施というのは、今のところは考えておりません。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

事業者支援のことですけれども、これは今佐世保市が事業者支援ということでコロナ対策をきちっとやっていけばですね、県のモデルに従っていれば支援をする、指定すると今やっているわけですね。町としましても、先ほどこの前も私が町長報告で申しましたように、飲食業の事業者におきましてはやはり大変厳しい状況であろうということでもありますので、やはり国と県の動向というのを我々も注視をしながら、町としましても皆様方と御相談をしながら検討しなければならないんじゃないかと思っていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

先にワクチンと検査のことなんですけれども、いわゆる事業者のところへの定期的なPCR検査の実施というのは、片っ方ではワクチンの接種がどうなっているかということが一つ重要だと思っただけなんです。それと、事業者のところへのPCR検査というのは、やはり子どもたちへの感染をどう防ぐのかということの一つ焦点に当てて、研究すべきではないだろうか。12歳以上からはワクチン接種の対象になって、今16歳ですかね、それが、今度12歳に下がろうかとしているところ。小学生は基本的に対象外なんです。でも、小学生のあいだでも感染増えているんです、現実に。やっぱりそういうことを見ると、子どもたちへの感染をどう防ぐかということは、大いに研究をしていく必要があるんじゃないかと思っただけなんですので申し上げておきたいと思っただけなんです。

それからもう一つは、事業支援のことなんですけれども、事業支援については商工会などから要望まだ出ていないということなんです。かなりやっぱり長引いていますから、いわゆる大都市ほどではないにしても、かなり逼迫しているという状況がずっと続いているんです。そういう意味では、持続化給付金だとか家賃給付金の第2弾というのがどうしてもやっぱり急がれるわけなんですけれども、それにのらない、まだ国がやらないわけですから、それに向けてやっぱりそういう事業所の灯を消すなという取組みは求められるわけだと思っただけなんです。だから、商工会やそういう関係のところとも協議を深めていただいて、求められる支援というのをぜひ進めていただきたいと思います。

生活福祉資金の活用状況については、ぜひ動向を見ていただいて、ここについてはやはりなかなか2回目も借りれるということがよく理解されていなかったり、それが返さなくてはならないということについての理解が十分でなかったりと。やはり一定の水準以下の方々については、支払いについても猶予するという制度があるということをお聞きの方は多いわけですよ。だから、そういった点ではぜひともこういったことについての町民への周知といいますか、そういう手だてを取っていただきたいと、引き続き取っていただきたいということをお聞きしたいと思います。

3番目の町内交通の整備についての質問に移りたいと思います。なかなか各論での議論はしてきたように思っているんですが、どうもこの間の町内交通の整備についての議論については、議論自身を整理する必要があるのかなど。いわゆる高齢者の外出支援ということと、それから私が申し上げてきた誰でも乗れる、子どもたちの登下校の安全確保や通院、買物、年齢制限なしに誰でも乗れるというそういう町内交通というのは少し違うのではないかと。目的とそれから取組みが違うのではないかと。私もこの間、改めて全国的な知見を見た中では、いわゆる循環バスとデマンドタクシーの併用だとか、そういう形のものがかなり成功しているなどということが見えてきました。

兵庫県の福崎町の経験などが出ておりましたが、いわゆる地域によってやはりニーズに応じて交通体系も変えていくというようなことがかなり進まれているというふうに思います。このことは国としても非常に重要なテーマであって、様々な取組みを支援するシステムというのをつくられているというふうに思います。そういう意味では、この間の議論がなぜ進まないのかという点については、改めてやっぱりシンプルなプラン目標を立てて、例えば乗車料金は無料か100円程度、それから通学は無料にするとか、住民要望を基に運行するとか、そういった基本となる目標というのを立てて、やはりそれに向けた議論・検討というのが重要ではないかと。全面的に町内全域を対象にしてスタートできればそれが一番いいんですけど、できなければ、やはり実証的に一部の路線だけでも始めてみると。このあいだのフレイル予防の取組みなんかもそうされたわけですから、そういったことで実施可能なところからやっぱり検討してPDCAで改善を図り拡大も図るということを考えてはどうかというふうに思います。

町長は3月議会の際に、私が提案した三股町の経験などについて、担当課に研究させるというふうに言われましたけれども、もし研究等がされておればお答えいただきたい。それから、私が申し上げております高齢者外出支援の取組みと、それから誰でも乗れるいわゆる町内交通の整備ということについて、少しどういうふうに分けて考えていくのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

三股町のとも私も見ましたし、これを私は高齢者の外出支援ということと、それから通学とか何か一緒に永田議員は考えておられると思うんですね。全部の交通の空白区間にバスとか交通体系をつくるということをお考えおられると思いますけど、私はまずは高齢者の外出支援というのが先に考えていたものですから、そこがちょっと、これも同じ考えで私はやっていたと。外出支援を促進するために、バスじゃなくてタクシーを利用してやったら、家と家とのGOTOでいいんじゃないかと、家とそれから病院とか店とかですね。そのほうがよりよい、例えば高齢者が使えるんじゃないかということで私は考えているんです。

これは、例えば今の御質問の循環バスということでいけば、やはり今、下の国道は民間のバスが行っているわけでございまして、この中に入るというのが、路線バスがありますので、普

通の町道といいますか、例えば木場とか江里、大茂とか、それに入るバスを希望しとられると思うんですね、ずっとないところを走らせるということで。これは私たちも町内の交通事業者と調整というのがまず大きな課題が出てくるのではないかと考えていますし、それから、このバス路線の廃止ということで小回りの利く、今言われましたけどワゴンですか、9人乗りのワゴンとか、それから小さな中型のバスとかそういういろんなことで利用しながら移動支援を組み立てるというケースがあるわけでございますけど。何かトヨタ自動車と新上五島町のSmartGOTO実証実験というのを今やっている。そこが今後段階的に広げていくという話も聞いていますし、これがどうなるのかというは私分らないわけでございますけど。それから、隣の小佐々町でも買物支援ということで、店舗まで行って、それから送迎だけでなく買物も一緒について行っていると。スーパーに着いて、それから買物を一緒にして、買物ボランティアもやっているというところもあるわけでございます。様々な方法というのがあるんですけど、これをどうするのかというのがなかなか我々も今迷っているところございまして、きのうもお話をさせていただきましたが、11月を目途にそういう支援についてもお話をさせていただきたいとは思っているんですけど、循環バス路線というのはなかなか私はちょっと厳しいのではないかと考えているところございまして。これが道路運送法でもいろんなことがありますし、それから福祉輸送というのもありますけど、これをつくるには法定協議会というような協議会をつくってたぶん、やっておられると思うんですね、全部ですね。それから事業者とか、それから市町村とか利用者などが入って、協議会をつくりながら今後どうするのかというのは、設置などしなければならぬところもありますし。それから、この道路運送法の中でいろいろな縛りが、たぶんあると思うんですよ、いろいろですね。そこをどうするのかということと、それから直営で循環バスを繰り入れた場合というのは担当課はどうするのかとか、いろいろなどが出てくるわけございまして、なかなか厳しいところがあるわけございまして、やはりこれは昔から、私がたぶん町長になってからずっと長野県とかずっと行ったと思うんですけど、見学にも行ったし、バスは行ったんですけど、私は佐々町というのは今32平米なんですよ、32平方キロ。よそは、ものすごく広くて、例えば三股町500平米以上あるんですね。だから、大きいところはバスとか何かやはり必要になるかも分からないんですけど、私らのところはコンパクトな町なんですよ。大体固まっている。そこでバスを走らせてそれでいいのかどうかというのいろいろ考えたんですよ。バスが走るのが一番いいんですけど、そこをどこにGOTOで家まで行くのかというのも考えていって、確かに永田議員がおっしゃるとおり、小学生、中学生も一緒に乗って行かれるような、例えば100円とかで全部乗れるような仕組みというのは大変すばらしいことじゃないかと思っておりますけど、それに対しての財源というののもかなり必要になってくるのではないかと考えていますので、どちらにしましてもやはりどうするのかというのは、今後考えていかなければならないのではないかと考えていますので、私がちょっと今簡単なことと言ったんですけど、担当課がありますので、担当課長のほうからも詳しく説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

町長のほうから言われた、いわゆる地域公共交通会議とそれから法定会議、法定協議会ですね、これについては今新しい法律というか対応では、これは別に兼ねることができるといふふうになっているんですね。それで、法定協議会は要するに事業者は出席拒むことできないわけですよ。町がやるというふうに言ったら、関係する事業者は必ず来ないといけない。そこでやるというふうに全体で合意された事業については、尊重しなくてはならないとなっているんで

すね。だから、要するに町がどうしようとしているのかということをやっぱり示すことがなければ進まないんです、これは。その際に町としてどこを目指すかということをやっぱりはっきりしとかなないといけない。要するに曖昧ではいかんわけで、対象は全町民が利用できることというのを置くべきではないかと。誰でも乗れるということにするべきではないか。

それから、バスという循環バスというふうに言っているけども、実際はワゴンなんですよ。大体走っているのはワゴンですよ。10人乗り程度ですよ。だから、バスが走るという、50人乗りのバスが走るわけじゃないわけですから、そこら辺についてもイメージもやっぱり少し整えていただいて、議論を深めてもらうということが大事じゃないかと。

僕は高齢者外出支援については、それはそれで重要なことだと思っているんですよ。それをないがしろにしていっていいわけじゃないんですけど、子どもの通学の安全確保というのは極めて社会的にも重要なテーマになっているわけです。交通事故の問題なども踏まえて。そういったこともあるわけですから、早晚それだけではやっぱり行き詰まる。元気な高齢者もおられるわけですけど、元気だけやっぱり交通手段ない方というのはたくさんいらっしゃるわけですから、こういった方々が利用できるものというのを準備していく必要があるのではないかと考えています。

高齢者の外出支援タクシーの補助についても一言申し上げておきたいと思うんですけども、やはり費用の問題もあるんだと思うんですけど、4年間全然検討が進んでいないと。11月には新しいものを出しますというふうに言うんだけど、今よりどういうふうになるのかということは見えない。月ごとの回数制限を撤廃する。1回当たりの枚数制限を緩和する。同乗者ありの場合の利用枚数を緩和する。地区別に交付枚数を変えるということを検討する。例えば、木場地区だとか神田地区だとか江里地区だとか、いわゆる中心部から遠いところについては枚数を増やすとか、様々なやっぱり対応というのが必要ではないんだろうかというふうに思っています。

議 長（淡田 邦夫 君）

永田議員、ちょっとすみません。間もなく12時になりますけれども、4番議員の一般質問終了まで続けさせていただきます。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

やはり全体として町民の足を確保し、そして外出支援を行い、フレイル予防を行う、そして子どもたちの安全も守る、そういう機能があるんですよということを考える必要があるのではないだろうか。

今言われている方向というのは、どうも外出支援に特化したことをまず最初にやりますと言っているんですけど、それだけでは早晚行き詰まりますよ。それだけ始めれば、あとからもう一回再構築しないといけないわけですから。そういう町民の要望には応えられないということになると思います。だから、そういった意味では、総合的に対応できるシステムというのを考えるべきだということをお願いしておきたいと思えます。

あと10分しかありませんので、次の質問に移りたいと思えます。今の問題についてはやはり志高く、誰もが元気で長生きできる環境を整備していこうということで、ぜひお考えいただきたいと申し上げておきたいと思えます。

それから、くらしと福祉の充実について、国民健康保険の問題については現状だけお聞きしておきたいと思えます。来年度からいわゆる子どもさんの未就学児の均等割が半額にするという法律が施行されると思うんですけども、これについて町としてそれをさらに拡充する考えはないのかということの一つをお聞きしたい。それから前年度、令和2年度の国保の決算状況につ

いて、収支だけで結構かと思えます、簡単に御説明いただきたいと。2点。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

子どもの均等割につきましては、令和4年度から未就学児の5割減額するということが決定されているということで、財源につきましては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担するというので、これは我々につきましてもいろいろ無料化ということの一方であるということで要望しておりました。年齢を18歳までに減額額を全額ということで内容が届いていないわけでございますけど、これから引き続き、この要望活動に力を入れなければならないのではないかとは思っているわけでございます。

それから、未就学児の均等割の話、減免ということで、なかなかこれがシステムが対応できなくて申し訳ございませんでしたが、120万円程度の減収になるのではないかと考えていますし、それから、やはり就学時から18歳まで均等割を全額免除した場合、520万円ぐらい減額となる見込みでございますので、このことから今均等割を廃止したら町としてどうするかということと言われたんですけど、なかなか現状ではこの未就学児の均等割の廃止、減免についてということは考えておりませんので、御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次については課長のほうから説明させます。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（安達 伸男 君）

令和2年度の決算状況でございますけれども、歳入総額14億5,766万156円、歳出総額14億2,482万9,506円の決算見込みとなっております。差引き3,283万650円になる見込みということでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

国保の均等割の問題については、令和2年度の決算もその数字だけでまだ分析できる状況ではないんですけども、何とか3,000万円余り黒になっているということで、赤か黒かといえばまたいろいろ問題あるんだけど。要するに言いたいのは、あと120万円出せば未就学児の分の均等割はゼロにできますよということなんです、先ほどおっしゃったように。そこについてはぜひひともやっていただきたいということを申し上げたい。本当は均等割全部廃止してほしい。それは当たり前だと思います。私は均等割も平等割も廃止したところで、大体被用者保険の保険料と国保の保険料がイーブンになる。均等になるんです。佐々町の場合は、所得割がちょっと低いからあれですけども大体同じになる。それが大体全国的には1兆円というふうに言われている、都道府県知事会が要望している補助額の増額なんですね。目標なんです。でも、その中で最も問題が多い、生まれたときから税金がかかるというのは、やっぱり赤ちゃんから税金を取るというこのシステムはどうしてもやっぱり変える必要がある。人头割、人头税だと。

そういう意味では、少なくとも就学前まで国がやろうとしているわけだから、それについてはやっぱりあと就学前までの120万円については町が負担すべきだ。町がというか、町で支えるということが当たり前ではないかというふうに思いますので、引き続き御検討いただきたい。

それから、あと保育料の無償化、それから3歳児、ちょっとあとの問題については時間がなくなってまいりましたので、3歳未満児の保育料無償化の問題については行うということですので、いつから実施してどのように継続していくのかと。コロナ対策ということで実施されているのかなというふうに思うんですが、恒久的な制度になるのかということはお聞きしておきたいと思います。

それから、保育所副食費の無償化の問題については、やはり世帯年収340万以下は無償という答弁がありました、3月議会でですね。しかし、推定年収340万円の家庭というのは、月の月収手取りでは20万円を切るんですよ、賞与なんかを入れたら、340万円。それは実質的には生活保護水準、子どもさんのある世帯ですから、生保水準とほとんど変わらない。

改めて副食費無償化するために必要な財源どれくらいかという点では、1,080万円という計算だったと思います。コロナ禍で子育てにかかる負担を少しでも少なくしていく努力を私たちは求められているのではないかと。町長から昨日、子育て支援、福祉の充実を目指していくという所信表明もあったわけですから、ぜひとも保育所副食費の無償化は実現していただきたい。さらに給食費の無償化の問題については、長崎県では給食費の助成をしている自治体というのは4自治体しかないですから、佐々町は先進なんですね。ところが、無償化の自治体ゼロなんです長崎県は。お隣の佐賀県は15%が無償化している。だから、自治体が15%が無償になっている佐賀県と比べると、無限大の差があるという状況があるわけです。やっぱりここも子育て支援、福祉の充実を目指す佐々町としては、ぜひともやっぱり給食費の無償化では県内の先陣を切ってやっぱり実現を図っていただきたいということを申し上げまして質問を終わりたいと思いますが。一言あれば、先ほどの3歳児未満児の恒久的な措置なのかということ、ちょっとお答えいただければと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

御質問の3歳児未満の保育料の無償化ということで今お話、恒久的な措置なのかということ。令和4年度以降の対応につきましては、現時点では基本的に軽減の方法ということで、軽減するというので詳細は詰めておりませんが、4年度に向けてやはり経済的な負担、軽減策というのは組み立てなければならぬのではないかと考えていますのでよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、4番、永田勝美議員の一般質問を終わります。
これにて午前中を終了させていただきます。
しばらく休憩します。

（12時08分 休憩）

（13時10分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まずは、先ほどの9番議員の一般質問に対して、町長のほうから発言の訂正の申し出がっておりますので、発言を許可します。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変申し訳ございません。午前中の9番、須藤議員の一般質問の中で、長崎県の福祉保健の総合計画、ながさきほっとプランの作成に委員として関わっていたのかという御質問がありまして、その際、_____発言をいたしました。事務局に確かめましたところ、私が勘違いをしております関わっていたということで、長崎県の町村会の副会長としてその作成に関わっていたということでございますので、訂正方をよろしくお願い申し上げます。大変申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長からの訂正申出がありました。

申出のとおり訂正することに異議ありませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり訂正することに決定いたしました。

— 日程第2 一般質問（永安 文男 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

続きまして、一問一答方式により、7番、永安文男議員の発言を許可します。
7番。

7 番（永安 文男 君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問をいたします。

質問事項の1項目の公約に掲げるまちづくりの具体策についてですが、町長の4期目の公約が、持続可能なまちづくりとして22の項目があげられているのですが、その中の4つの項目においてお伺いをさせていただきたいと思います。

まず、子育て支援分野における給食センター建設事業についてですが、きのうの同僚議員の質問と重複する部分がありますので、給食センター建設を主張してきた一人として経過を少しだけ言わせていただきたいと思います。

平成28年9月議会で、施設の老朽化、アレルギー対応等の課題があり、早く検討しなければならないと一般質問をしています。平成28年に岐阜県神戸町、そして30年に熊本県芦北町へ給食センターの視察を行っております。きのう言われたように、平成31年度基本設計、実施設計、平成33年度には供用開始ということでございました。

このことについて、しばらくの猶予をとの答弁がきのうございました。どのぐらい見ていけばよいのか。今後、経緯を見ていきたいと思いますが、その辺の時間的猶予ってというのはどのぐらいかを教えてください。

それから、視点を変えて、サン・ビレッジさぎ横の町有地の一角ということで、北側の町有地の一部の活用の検討を提案していましたが、どう検討されましたか。まずは、そこからお願いしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

これは、6番の阿部議員の一般質問と同様の回答ということになるわけでございますけど、4大事業の一つであります給食センターの整備につきましては、これまでも現町有地の中から候補地の選定について検討を進めておりました。

令和元年度には北部運動公園ということで、皆様御存じのように、地元説明会を2回開催いたしました。強い反対もありまして断念した経緯もございます。

その後、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急的な財政投資とか、令和3年度の当初予算というのが、御存じのとおり選挙があるものですから骨格予算になったということで、これからやはり財政計画の見通しというのは立て直して、見通しを立て直した上で、やはりまた具体的なスケジュールというのは、この給食センターについても計画を立てなければならないのではないかと思っていますので、今回の選挙においても給食センターの建設の取組みについても公約に掲げておりますので、今後ともスケジュールについてはよく検討して、いましばらく猶予をいただければと思っていますのでよろしくお願い申し上げます。

それから、サン・ビレッジ横の佐々の北部の町有地の活用ということで、この一角を検討ということをご提案をされております。議員からも提案がございました、この有力な候補地の一つとしては検討を行っています。しかし、今のサン・ビレッジの北部の町有地の面積というのが約1万5,000平米でございますが、給食センターに必要な敷地というのが2,500から3,000平米と今、町としては考えているわけでございまして、将来にわたっての開発を考えた場合、当該の町有地というのが給食センターを今建設することについて適切かどうかというのはいましばらく、これについても遊休町有地の活用という面で考えれば、全体的に検討をしていく必要があるのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
7番。

7番（永安 文男 君）

ありがとうございます。有力な候補地の一つと、以前、教育長からもその答弁はいただいていたんですけども、今町長もまた同じような答弁でございますけども、前のときに申し上げましたように、ある程度価値ある土地だから、早く有効利用をしていただきたいというのが私のお願いだったんですけども、今、話を聞きますと具体的な、実質的な有効な候補地の一つということであるけれども、具体的な話には入っていないということで理解すればよろしいんですかね。今後、やはり今話されたように、その遊休町有地の有効活用をしていく中でしていくと。今、ちょっと気になったんですけども、全体が1万5,000平米という中で、給食センターはほんの少ししか要らないというようなことで、私は前のときも申し上げたんですけども、小浦大橋のほうの円形になっているほう側からその面積を勘案すれば、その辺はサン・ビレッジさぎの有効活用に関しては支障を与えないというふうに申し上げた経緯もあったかと思うんですけども、その辺のことも含めて今後、検討を加えていただければというふうに思います。

いずれにしても、一体的な活用に影響を与えないような取り方ということも考えられますので、そこ辺の検討、研究をよろしくお願ひしたいと思います。

方針が決まれば地元と協議をされることでしょうかから、こういうところで必要になってくる部分については早め早めに手を打って、いろんな問題解決をしていったら良くないかと思いま

すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これは申し添えておきたいと思ひますので、どうぞ研究してください。

次に移ります。

2番目の安全安心のまちづくりにおける新庁舎建設と高齢者外出支援について質問いたします。

高齢者外出支援のほうは、きのうの1番議員の一般質問と、それからきょうの4番議員の質問で具体的な説明がありましたので割愛をいたします。

ただ一つ言っておきたいことは、第1期の佐々町地域福祉計画というのをいただいているんですけども、この中の移動支援ということが書かれておりますけれども、これはいろいろ内容的には書いてあるんですけども、移動支援は重大な問題、できない理由を考え、悩む前にみんなで考え、改善していくことということで、具体的にに向けた検討を進めますと書いてありますので、課長、そこら辺の計画をつくったときの記憶があられると思ひますので、その中にタクシー券の有難さとか使い勝手の悪さ、枚数の不足等、町民の皆さんの声がたくさんあがっています。こういうこれらの意見をしっかり受け止めて具体案づくりを行っていただきたいというふうに思ひます。

次に移ります。

今、ずっと順次説明しているのは、先に議員のほうからも話がありましたように、町長の公約の具体的なことを4つ項目をあげてお尋ねをしているというところでございますので、一応2番目の安全安心のまちづくりにおける新庁舎建設、これについて入りたいと思ひます。

今後、将来的な問題として、新庁舎建設の4つの課題があるというふうに私は感じ取っておったんですけども、この4つの1つに構造の問題、それから2つ目に文化会館との入り口関係の取り合い。それから3つ目に駐車場の問題。いろいろと議論をされておりました駐車場の問題。それから4つ目に、現在倉庫となっております旧技能訓練校の取扱い。これらを新庁舎建設においてどうするかというのを再度確認をさせていただきたいと思ひます。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

すみません、まず4つの質問が出ましたけど、まず構造種別の問題でございます。

こちらにつきましては、建物の構造を鉄骨造と鉄筋コンクリート造、どちらにするか、基本設計時に課題となっておりました。双方のメリット、デメリットを比較しまして、現計画の大きな空間づくりや、将来へのレイアウトの変更など、柔軟な対応が可能な鉄骨造を採用し、実施設計を現在進めているところでございます。

2番目の文化会館の入り口との調整でございます。こちらにつきましては、文化会館の入り口については庁舎と文化会館が近くなることから、造成等の関係で調整が必要となります。現在、外構等の設計のほうをつめる中で調整を行っておりまして、スムーズな運用のためにどういう形で行くか、今後検討、調整をしている状況でございます。

3番目の駐車場の確保の問題です。こちらにつきましては、民地の活用は前、一般質問の中でお答えしましたとおり、財政面では非常に厳しいということで考えておりまして、駐車台数は現状を確保できる、現状プラスアルファぐらいのもので検討を行っているという状況でございます。

4つ目の技能訓練校跡地の活用、これにつきましては、駐車場の確保等の問題もございまして、今のところ駐車場ということで考えておりまして、設計者のプラン、提案では消防団詰所とかというようなプランがございましたけど、これにつきましては消防団詰所を随時計画に従っ

て整備を行っているところでございますので、将来的な建替えの際に候補地になるのかもしれませんが、今のところは駐車場ということで考えさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。4つについては、鉄骨造りということ、それから隣接の文化会館との関係は調整中であると、それから駐車場は必要な台数を確保すると、それから旧技能訓練校は駐車場にしておくというようなことでお話が、総務課長から答弁がありました。

駐車場は、図面から見たとき、現在の図面では174台、数えたらそういうふうな台数です。やっぱり、今の現状と同じぐらいという認識だと思うんですけども。これで従来からいろいろイベントを町なかでやられている問題で、この174台という台数でフォローするのかどうかというのが問題一つあると思うんです。

それからあと皆様方の公用車、逆に職員の駐車場、それから公用車の駐車場、そういうふうな部分なんかで、そういうのを含めて駐車関係についてお考えを聞いておきたいと思っておりますけれどもお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

駐車場の確保の問題、現在でも文化会館等でイベントがあるときは、職員が農協駐車場とか幼稚園跡地の空き地を使って駐車をしているという状況でございます。

将来的にどうなるかはちょっと分かりませんが、今後の運用をしっかりと、例えば職員駐車場の場所とか、170台の中の職員駐車場の場所とか、そういう形の中でしっかりと整理しながら、運用面でどうにか対応できないかということと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（永安 文男 君）

いずれにしても、今後実施設計等で協議されていくことと思っておりますので、注視していきたいというふうに思います。

それから、次に3番目の行政サービス、住民福祉の向上に対するし尿処理施設とクリーンセンター整備事業の取り組みについてということであげておりますが、これもクリーンセンターについては、きのうの6番議員と重複しますので、少し視点を変えて質問をさせていただきます。

きのう、町長の挨拶の中で所信の一端が述べられた折に、し尿等前処理施設と、それからごみ処理施設の適切な維持管理ということで話がありました。これは、総合計画の7つの基本目標に沿った中で、結果を出すためにはどうするかという基本目標があるんですけども、その部分でお話をされたんですけども、ごみ処理施設が、老朽化したごみ処理施設を長寿命化し、そして安全で安心な廃棄物処理の運営を行いますと、きちっと明記してあるんです。この

時点でもう長寿命化、以前からちょっとそういうふうな計画書づくりから長寿命化にいくっていう町長の方針は伺っておいりましたので、この部分について、現実問題として、町長、クリーンセンターの実態といいますか、今のクリーンセンターがどうあるかということは町長自身がどのように認識されておるかということを改めてお伺いしたいんですけども。なぜこれを言うかといいますと、以前、総務厚生委員会でクリーンセンターの現地を視察したりとか、それからあと、総務厚生委員会の協議の中でもいろいろ担当者から話を伺ったりした経緯がありますけれども、現実的にクリーンセンターがかなり施設自体の疲労といいますか、いろんな問題があるということで、機器の老朽化とか施設自体の経年経過とか、建物自体の老朽化、そういう問題でごみの焼却をいつ停止するかという、いつかそういうふうなことが出てくる危惧をされているというような話もあったりしたわけです。

そういう状態の中で、どの程度の認識を持って今の対応の仕方を、6番議員との中で、広域化は困難、長期的には広域化することで考えて、長寿命化の工事をする中で、その間に対策を講じる必要があるというふうにおっしゃった。そういうふうに当分、10年から15年のあいだは広域化はちょっと難しいので、その中で対応しながら並行して対策を講じるというふうに理解してよろしいですかね、確認ですけども。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

クリーンセンターの広域化ということで、大変難しいわけでございますけど、クリーンセンターは御存じのとおり、もう耐用年数が過ぎているわけです。それで、機器、部品もないわけでございます。今、自分たちでつくりながらやっているところもありますし、なかなか厳しいところにきているということで、やはりもう一つは佐世保市さんということで広域連携をお願いしたわけでございますけど、そこら辺がまだ今、佐世保市に余力がないというお話もございました。

そういうことで、町としましては長寿命化をやってやらなきゃならないと、これはもう喫緊の課題でやらなきゃならないということで、長寿命化をした場合、最低10年間は使わなければ補助事業でやっていますので、なっているわけです。これはもう、補助事業をもらいながら町として長寿命化やるわけでございますから、最低10年は今の施設を長寿命化をして使うということになるわけです。補助をもらうわけでございますので。その後、やはり佐世保市との広域連携をお願いするというのが一つ案と、今すぐ、きのうの話では、早急に議会と執行部と一緒に、佐世保市さんをお願いしたらどうかというお話もあったということで、町としてはこの両にらみでやらなきゃならないというお話がなっていますので、それをやっというと思っていますけど、現状のクリーンセンターというのはもうかなり疲弊していて、なかなか厳しいところにきているのではないかと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

町長も緊急的な問題があるという認識は承知いたしました。

それで今2つ、6番議員とので回答されたことを再度おっしゃられましたけれども、やはりそういうふうな考え方でいくということで、私としても実際にクリーンセンターに担当としておった経緯から、あそこの状況というのは相当厳しいものがあります。制御盤がやっぱり不調

な状況になったら、どうもクリーンセンター、起動できんとです。耐火れんがを変えたり、溶接的に機械、器具をくっつけたりしてから修理するというようなことでは、今はやはり制御盤の故障とかいろんな問題は、すぐすぐどうこうできん、物すごい莫大な金がかかるわけです。そういうふうなことで、早く対応しなきゃいけないという問題と。

それから今、中枢連携で佐世保市さんの広域化という問題も、私も同時に並行して行ってということはそうあるべきだと思いますので、やはり方向性、ベクトルは私も同じ考えを持っておりますので、そういうところで協力できることがあれば一生懸命頑張って対応したいというふうに思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

そして、もう一つのし尿等前処理施設、地元のほうにやっとな対応が可能になって、今、基本設計、実施設計と入札、工事関係にあって、それから開設というような状況になったときに、やはりし尿前処理施設がやはり今の計画どおり順調にいつているのかどうか、なかなか今のこういう世情の中で、コロナとか、それから財政的な問題とか、いろいろあるのは承知しているんですけども、確認の意味で、やはり地元としてちょっと心配な向きがありますので、そういう点ではどういうふうな状況で進んでいるのか、問題はないのかということの一つ確認させていただきたいというふうに思います。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

前処理施設については、もう議員も御承知のとおりでございまして、下水道の事業において基本設計、実施設計を今行っている段階でございまして、今年度中に発注をして着工と進めていく予定に今のところしているところでございます。

ここに至るまで様々な御意見、御議論をいただきまして、地元の町内会の皆様等にも御協力をいただいて方針を決めまして、令和6年度には供用開始を目指して事業を今進めているという状況でございまして、現状では順調に運んでいるのではないかとはいっています。

しかし、これが何が起こるか、ちょっとまだ分からないんですけど、今現状では、いつているということ。

それから、環境整備につきましても、関係各課を通じてやはり優先順位を検討しながら、可能なものから少しずつ進めてやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

現状、順調な経過の中で進んでいるということで安心をいたしております。

やはり、何が起こるか分かりませんので、そういうところでの十分な対応、やはり以前、あそこの地盤が軟弱地盤でいろんな問題が発生する心配があるということも申し上げておりましたんで、その辺、早め早めに何かあればお知らせいただいで、いろんな対応を図っていただきたいというふうに思います。

それから、町長も今話をされましたけれども、地元の理解を得るために、今その場所の環境整備等の問題、いろんな話があったと思いますが、今度いろいろ小浦駅の問題とか、いろんな産業建設文教委員会の議事録を見ますと、そういうところにある程度反映されているものも見受けられるところがありましたので、その辺については今後ともよろしくお願ひしたいとい

うふうに思います。そこら辺で何か問題があれば、担当課長からでもあげていただければ、私でもできることの協力はいたしたいというふうに思いますので。

それから、あわせて地元の町内会長さんと話される中で、環境保全協定の問題が以前からずっとあるわけです。報告をしたり、それからその数値の問題とかあるわけですけれども、この問題についての対応はどういった状況にあるのかということを確認させてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

下水処理場、さっきの環境整備につきましては全体的な事業といいますか、こう考えながら、当然予算を伴うものがあるわけですので、やはり順次、進捗が遅く感じられる部分もありますけど、御理解をいただいて順調に、少しでも早くやるようにやっていきたいということは考えているところでございます。

それから、下水道の処理施設の地元との環境協定でございますけど、毎年協定に基づいて騒音とか振動、悪臭それから水質調査等を実施して、11月に町内会のほうに御報告をさせていただいているところでございますけど、議員のいろんな御指摘もございまして、数年の協定値を超えている測定値があるということで、令和2年度にはその調査業者からの提案を受けまして、仮設の防護壁を設置いたしまして測定したんですけど、測定値も下がりましたが満足行く結果じゃなかったと我々も考えているところでございまして、今後引き続き、この騒音対策について、ちょっともう少し検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

今、地元との協議をされている中の対応というのは分かりました。順次、それぞれ対応をされているということと、それから測定環境、協定の測定値については、もう何年来努力をされて、なかなかその数値が、当初の時点で結構ハードルが厳しかったというふうな話も聞いておりますけれども、でも協定を結んだ以上は、そういうことはやはり何らかの形で解決していかなくちゃならないというふうに思いますけれども、その辺を含めて、いろんな解決方法等があればまた研究、検討していただきたいと思います。わずかの数値でしようけれども、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、4番目の産業の持続発展の中、佐々インター周辺の再開発と道路問題についてというふうにあげておりますけれども、大新田のあそこの当該地は一番今後のまちづくりで重要な場所じゃないかというふうに思います。

現時点での内容的なことが承知されておれば、ここにやはり、公約にあげられておるということは、何らかの承知されていることがあるのかなというふうに思いましたので、ちょっとお尋ねをさせていただくところでございます。どういった状況にあるか教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、佐々町というのは微増ながら人口が増えているということで、「暮らしいちばん！住むならさざ」ということで、住民の皆さんに安全安心の快適なまち、生活といいますか、そういうことを、定住人口を増やすとか、いろんなことをやっているわけでございますけど、基幹産業、農業振興ということでございますけど、やはり先ほど申されましたように、佐々インター周辺の再開発、それから道路の問題というのはいろいろなことが出てくると思っております。

インターが町の中心にあるわけでございまして、その周りがずっと農地ということなんです。農振地域も外れているところがあるわけでございまして、大部分は農業振興地域でございますけど、中央海岸線の一部とか、一部の地域についてはもう指定が外れているわけです。そういうことで、少しずつ民間による開発が進んでいるという状況でございまして、佐々インターは今、佐々町の中でも中心部に位置しているということで、住宅地に近いということでいろいろな大型店舗などの複合施設も複数展開をされているということでございまして、今、西九州自動車道の延伸というも今後見据えながら、有効な土地利用によって、ますます利便性が高まってくるのではないかと我々は考えておまして、民間の業者の方の開発計画とか動向を見据えながら、やはりインフラの整備も検討しなければならないということは考えているところでございますけど、なかなかいろんなところが難しく、やはり人口減少も見込まれるということで、まちづくりの整備の促進というの、どういうタイミングでやるのかというのなかなか厳しいわけでございまして、やはり皆様方の意見を十分取り入れながら検討しなければならないのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございます。今、町長から答弁がありましたように、人口増で佐々の町が発展しているというような、やはり今、古庄町長のまちづくりの成果ということで敬意を表するわけでございますけれども、今後の4年間、この公約に掲げられているあそこの開発の問題あたりは、またまた今後の発展関係に影響してくる大事な土地ということで、そうしたときに先ほど町長が言われたように、佐々町の基幹産業は農業だということで、この農業振興との兼ね合いが出てくるわけですが、それを十分考慮した中で対応をしていただきたいというふうに思いますけれども、やはりもう農家の方々が高齢化になって、その辺の問題あたりも、なかなかいろんな問題が出てきておるといのが現実ですよね。大新田組合なんかの組合員数なんかは今、もう急激に減って、やはりいろんな大新田の作業をしたりなんかするときも、もう少ないなかでいろんな水路、清掃なんかもやったりされておる状況です。そうした中で、やはりそこら辺の開発関係、今、町長が言われたように、民間の業者の開発等も見据えて、インフラの整備あたりをしなきゃいかんというふうにおっしゃったとおりです。

インフラの整備って、私が常々申し上げておったんですけども、診療所から赤崎線、あそこの口石地区から四ツ井樋地区の町道、あそこにつなぐことを早く考えて対応した方がいいんじゃないですかということを申し上げておりますけれども、そうしたときに、やはり今あそこの真ん中のところに家が建ちだしたんです。だから、やっぱりああいう状態になって後手後手になっていくっていう懸念もあるもんですから、今、診療所のところの道からまっすぐ新町、口石あたりを除きますと、今、ハウスあたりが建っているところ、あそこら辺がまっすぐ何とかそういうインフラ整備には、商業地とそれから居住区を分ける境界上の問題として、やはりそこにを入れるということも一つの策じゃないかなというふうに思うわけです。

そうしたときに、やはり考えを持って対応していかんと、地主さんとかいろんな地元の関係

とか農業者の関係とかありますので、それをどういうふうにするかということ、そういうことも含めて、前、道路網整備の事業をどうするんですかということをお尋ねしておったんですけども、このあいだからの話では、中央海岸線と松浦鉄道とのあいだに1本道を入れるというのがメインのような話でしたので、やはりこっち側をどういうふうにつくり上げていくかということも含めて研究、検討をしていただきたいというふうに思います。

だから、早く手を打つことが大事でないかというふうに思いますので、そこら辺の考え方、再度町長の考えをお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは去年ですが、道路網計画の中で、既に町内の道路っていうのは概要計画を行って、佐々インター付近の渋滞緩和というのも迂回路っていうのは、青写真を作成しているわけでございます。

しかしながら、議員も御承知のとおり農業振興地域でございまして、そこの中に入るわけです。ここは優良農地ということで、今、毎年、毎回と申しますか、農振地域の見直しというのも行っているわけでございますけど、なかなかここは外れないんじゃないかということもあるわけでございます。

だから、そこら辺との兼ね合いもありますし、それからやはり地元の理解も取らなきゃならないということもありますので、そういうことを考えれば全体的にどうなるのかというのは、今後やはり皆さん方と協議しながら進めていくと申しますか、この整備促進というのはタイミングと申しますか、そういうのを見定めてやらなきゃならないんじゃないかと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

やるということが大事ではないかと私は常々思っておりますので、やはりそういう計画を立てるときに、初めから無理だっていうような考え方じゃなくて、やはり地元の意見、いろんな方の意見あたりが、そういう声も出てきよるわけですよ、実際に。そういうふうなときに、何もやらないんじゃないかって、やることをやらないという理由をつけることじゃなくて、当たって砕けていっていただきたいと思う。それが、私たちの任期の先になるかも分かりませんが、将来の佐々町のまちづくりのためには、やはり早め早めに手を打って、検討を加えていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

第2項目にあげております政策推進を図るための改革についてと題しておりますけれども、これからの町長が描いたまちづくり、これを行うためには、業務推進において内部の改革が必要になってくるものではないかと思っておりますけれども、この組織体制と協議態勢、いろいろと役場内の問題を町長がどういうふうに認識されて、今度4期目に向けて対応していこうと考えられているのか、お伺いをいたしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これからのまちづくりにおいては、第7次総合計画というのを3月に立ち上げまして、基本目標の達成とか、それから4つの大型事業を進めていくということで、ウィズコロナもありますし、デジタル化という時代の変化にも対応しなきゃならない。近年、また大規模化している災害というのもあるわけでごさいます、やはり住民の安全安心を守るということも大変重要なことが出てくるわけでごさいます、やはりより機能的で効率的な組織づくりというのはやらなきゃならないとは考えているわけでごさいます。

これまで、組織の体制としまして、まず定員管理計画といいますか、それに基づいて職員の増加を図ってまいりましたが、4つの大型事業ということもあります。それから、新型コロナウイルス感染症の対策、それからそれに伴う経済対策とかワクチンの接種事業とか、職員の業務の負担がかなり増えているわけでごさいます。

そういうことで、やはり職員数については、今後もある一定程度の増加というのは必要であるのではないかと考えているところでごさいます、構成する職員体制については現状の正規職員の方もいらっしゃいます。それから、再任用職員の方もいらっしゃる、会計年度任用職員の方もいらっしゃいますので、それを加えて、令和5年度から定年延長ということも言われておるわけでごさいます。だから、それを踏まえた体制というのを視野に入れながら定員といいますか、その整理が必要じゃないかと私は思っています、また4つの大型事業を進めていくとともにウィズコロナの感染症対策の継続とか、それから地域経済の活性化とかデジタル化、それから国の子ども庁を新設するというお話も出ておりますので、そういうことを考えれば、組織の見直しとか組織を構成する課とか何かは、やはり機構改革については今後やはり全体的な見直しをやらなければならなくなってくるのではないかと、必然的にですね。そういうことで、これはやはり皆さん方にお諮りして組織の機構改革というのはやらなきゃならないし、それから、これにあたってはやはり政策の推進会議とか、課長会なんかも十分機能を発揮させていただいて、やはり現場で働く職員の意見を聞きながら、進めていかなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

ありがとうございました。総合計画と町長おっしゃられました。総合計画にきちんと目指す姿を実現するための行動指針ということで、機能的かつ効率的な組織づくり、組織力の向上というのがうたわれているわけです。それもしっかり総合計画に、今おっしゃられたようにうたわれておりますので、この町長公約を果たすためにも、やはり組織体制の見直しをすべきというふうに、今、町長がおっしゃられたとおりでごさいますので、やはり機構改革等も含めて早めに研究されたほうがいいんじゃないかと、これは私が余計なお世話と言われる、差し出たことを言うつもりはないんですけど、やはり総合計画に載っている以上、私どももそういう方向で進められてはというふうに思います。

なぜ、これを申し上げるのかといいますと、一つこれも提案になるんですけども、検討しますという言葉がずっと多かったです。それで、1年ぐらいたりとか何か月後に、検討しますとあのときに話されたのはどうなりましたかっていうことを再三聞いたわけです。そうしたら、その時点ではもうある程度解決した答えが返ってきたりするわけです。議会というのは、皆さん方そうだと思うんですけど、議員は申し上げた政策提言とかいろんな問題を、やはり次の議会までには、どがんってっちゃろうかというような思いというのはあられると思うんです。そういう部分について、すぐすぐ解決できるものばかりじゃないというふうに思いますので、

そうした場合に、やはり現職時代に経験しておいた理事制がありました、今は不在になっておりますけれども、総務理事と事業推進理事。そういうふうな中で、やはりそれぞれの持ち場持ち場の担当理事が取りまとめをやったりして、いろんな課題解決をやっていた状況を記憶しているんですけど、そうしたときにやはり再度、当然決裁権も付与しなきゃいけないんですが、そこら辺はちょっと今までの対応の仕方もまずさもいろいろとあったんですけど、そういうところでの協議体制、政策調整会議等をする中で、いろいろな町長が音頭を取って、いろいろな問題解決をするような体制づくりをやっていたらいいなというふうに思いますので、やはりそういうふうな体制、今必然的にそういう機構改革等もしなきゃいけないようになってくるんじゃないかというようなこともお話されました。

やはり、4大事業等はものすごく財政を圧迫するような、一般財源、特に出すのは15億円ぐらいの計算になろうかと思うんです。それとあと基金とかいろんな補助事業に対応するためにいろんな頭を痛めておられると思いますけれども、そういう部分なんかでもいろんな問題解決をするような組織体制をつくっていただきたいというふうに思います。

やはりどうですか、町長、そこら辺の考え、再度、さっき言われたかも分かりませんが。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
これは、永安議員だけではなく、ほかの議員の方からもそういうお話がありました。やはり、組織の見直しといいますか、機構改革については、やはり時代の要請といいますか、そういうことがあるわけでございます。その中で、やはり早急にやらなきゃならないと、「検討する、検討する」だけではお話にならないでしょうから、我々としましては、私としましては、そういうことを政策推進会議の中で話して、やはり職員の話もよく聞きながら組織改革をやりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）
ありがとうございました。町長が言われたというか、書いてある部分に、町長は佐々の町が大好きですと書いてありました。それで、私も佐々の町が好きです。それで、私がちょっと言っている部分について、好きな町に手を加えて素敵な町にしたいという思いで、町長もこの素敵な町にする、手を加えるのを町長の立場でぜひ頑張っていたらいいということをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、7番、永安文男議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（13時58分 休憩）

（14時09分 再開）

— 日程第2 一般質問（橋本 義雄 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答方式により、8番、橋本義雄議員の発言を許可します。

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

ただ今、議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。今回は、桜管理について、歩道整備について、防災・避難道路の整備について、真竹谷周辺の整備についてを質問いたします。

まず、最初に桜管理についてであります。平成16年、17年に桜の里づくりで植えられた多くの桜が随分大きくなってきました。しかしながら、管理不足が最近目立ちます。桜堤の河津桜、真竹谷のしだれ桜、皿山公園、千本公園の桜、神田工業団地ののり面の桜、小浦ポンプ場横の河津桜。

私、選挙が終わって、桜の状態を、今言ったところを全部見に行きました。どこも草で覆われてカズラが巻いていました。梅雨時期ということもありますので仕方ないかと思いますが、あまりにもひどすぎます。今後どう管理されていくのかをお伺いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

桜の植栽、公園につきましては、大変御迷惑をお掛けしていると思っております。

例年、道路の維持補修班とか、一部シルバーに委託しながら、順次草払いを行っているところがございますけど、町道や公園をはじめとしました公共施設の維持管理等もありまして、思うように作業が進んでいないということで、町としましては可能な限り管理を行っているところがございますけど、議員の御指摘があるとおり、道路の草刈りを含め、梅雨時期にどうしても作業が追いつかない状況があるということで、各方面に大変御不便をお掛けしているのではないかと思っております。今後十分協議をしながら注意してまいりたいと考えております。

全般的な管理につきましては、議員も御承知のとおり、平成29年度の一斉点検の結果を受けまして、桜の樹勢回復事業としまして、業者の委託によりまして、昨年度から年次計画的に5年を一区切りとする病気の治療とか、それから土壤改良を行っております。今年度も引き続き業者へ委託をしながら整備を行っていきたくと町としては考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

その整備については、委員会のほうでも承りました。それで、着々進んでいるということも聞いております。

しかしながら、先ほど5か所か6か所か、桜のことを言いましたけども、それぞれその場所には特徴があります。それで、これをぜひ観光に生かしてもらいたいと思うわけです。

そこで、今、例えば上からいきます。神田工業団地のり面については40種類余りの品種があ

るということで、名前、名札を付けたらどうかということはこの前の質問で言っております。それはまだされていないようです。

ということで、なぜ言うかということ、そこには早い桜、例えばヨウコウですけども、中間にベニユタカとかナデンとかシロタエ、ケタノシロギグ、そして遅くなればショウゲツやカンザンというのがあって、長く桜が見れます。ですから、手入れをして、皆さんにネットでもいいですから、桜が見れる状況をつくってもらえればと思います。そのためには名札を付けないといけない。そして、皆さんが見に来たときにちゃんとした桜であるということも言ってもらえるような報道をすればと思います。

さらに、今、観光協会に2人来とらずですね。そういった人たちに手伝ってもらって宣伝をしてもらう。それとそこには、この前も言いましたけれども、兼六園の桜もあるわけです。どうですか、そういったことをやってみたらどうでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

すみません、名札の件につきましては、私どもで調査をすべきところをちょっと怠っております、誠に申し訳ございません。

その部分につきましては、当時植えたときの記録を見つけ出さないといけないと思いますけれども、それによってその名前がたぶん分かるかと思しますので、付ける方向でちょっと考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

桜の案内につきましては、やはり観光協会を使った中で、SNSの発信等を行っておりますので、そういうところで情報発信をしながらつなげていければというふうに思いますのでお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

名札については、もう資料はあります。だから、小さい札でちょこちょこっと名札を付けたところもありますので、それをぜひやってもらえればと思います。

それから、皿山公園も10月桜から始まっているいろんな桜が植わっております。ですから、そういったものも発信して観光に結びつけたらと思うわけです。そこには、日本の桜守の有名な佐野藤右衛門さんのつくられた佐野桜も植えてあるはずですが。そういったものをずっと宣伝しながら、兼六園の桜もありますということで、観光に結びつければ幸いだと思います。

それから、しだれ桜ですが、しだれ桜についてはそれぞれ今調査して、土壌改良とか何とか言われていますけれども、やはり日頃の手入れが一番大事だということです。桜というのは、そんなに手のかかるものではありません。まず、冬に寒肥をやって、そして桜が咲いたらお礼肥をして、そして9月にはもう花芽ができるわけですから、それを守ってやるために草刈りや

カズラを取って手入れをしてやれば、大体それで済むわけですから、ぜひ今植えてある桜を生かして観光に結びつけばというふうに私は常々思っております。

そういうことで、またその桜も本当に今、手入れしなければ真竹のしだれ桜はこの佐々にはのせられんごとなります。枯れます。そうですから、私も言うておるわけですから、ぜひそういうふうにしてください。

それから、桜堤についてですが、桜堤も花の終わったらそのままの状態でも長く置かれているわけですが、やはりそういった手入れをしないとだめだということです。どこの所管がするかわかりませんが、桜を手入れする人をつくってやらないと、三大まつりの花は消えてしまいます。そういうことです。

それと、もう一つ気づいたのは、桜堤に行ったときにのり面の下に、川沿いに、河川敷にはもうハマボウがいっぱいあるわけですね。もう本当に、大橋から下はハマボウがもう育ってきとります。大きくなってきます。しかし、それが見えません。のり面草だらけ。それも草を刈って、夏の花ですから短いですが、7月から8月にはもう終わりますけども、その間見れるわけですね。それも観光に生かせると思うんです。だから、そういったことを考えながらやってもらえればと思うんですけど、町長、どがんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

桜というのは、私たちの町の一番きれいなところでございますし、その管理というのは十分やっつけていかなきゃならないと思っておりますし、それから観光にも生かさなきゃならない。先ほど、観光協会の話もありましたけど、そこら辺は産業経済課長もよくよく分かっていると思いますので、建設課と話合いをしながら、草を払うとか、先ほどハマボウの話もありました。私も、桜堤をよく散歩するんですけど、今確かに草が生えていてハマボウがよく見えないというところもあるわけでございます。そこら辺は、担当課長のほうも十分考えて仕事をしていただければと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

やはり観光につきましては、現在観光協会のほうでいろんな紹介のほうをしておりますけれども、やはり桜につきましては三大花まつりという形で出しておりますので、しっかり観光につながるように管理という形も、こちらでも協力しながら進めていきたいというふうに思いますので、また観光協会のほうも、そういった形の整備等にもいろんなボランティアとかを使って協力等もできるかと思っておりますので、そういったところも手を入れながらやっていければというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）

ハマボウは桜堤だけではありません。訓練校の裏、1,300メートルぐらいの裏にジョギングコースがあるわけですが、そこにも花はいっぱい咲いています。ただ、周りが草だらけな

もんけんが見えんとです。それも、車から見ながらでもできますので、そのところも考えてもらえればと思います。

せっかく今度駅舎を改修して、観光の拠点ということでPRするわけですから、やっぱりPRするものも少しずつ掘り起こしていかなければできないと思うので、そのところをよろしくお願いいたします。

ということで、次に移ります。

歩道整備についてであります。佐々町はまだまだ歩道整備がされていないところがたくさん見られます。先日、千葉県の八街市ですか。それでですね、痛ましい事故が起こっておるわけです。2人子どもが、通学路に突っ込んで亡くなられております。そういった箇所が佐々町にもあるわけです。陳情して、まだ何も手をつけていないところがあるわけです。

そういうことで、佐々町の例、例えて言えば神田線です。何年も前に陳情はされていましたが、まだ何も手をつけておらず、そういうことで、この前の事故のように陳情されたところが事故で大変な目に遭っているわけです。そういう箇所を早急に整備せんばいかんということなんですけども、町内会の皆さんがそれを望まれ、陳情されているのですから、具体的に回答をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（川崎 順二 君）

先ほど議員おっしゃるように、千葉県八街市での痛ましい事故につきましては、お亡くなりになられた方に御冥福をお祈りしたいと思っております。

議員御指摘の神田線の歩道につきましては、以前の一般質問でも回答したところでございますけれども、平成26年度に神田駅前から神田市瀬の交差点までの歩道整備を計画したところでございますけれども、事業費がかなりかかるということもございまして、ほかの事業との予算の関係もありまして実施に至っていないというところでございます。

しかし、議員の御指摘のとおり、神田線の交通安全対策は重要な課題であるというふうに受け止めているところでございますが、地域の児童生徒、それから高齢者の交通安全の確保のため、歩道の整備が必要でありますけれども、先ほど話した区間につきましては神田線の旧道がありますので、そこを通行していただければ交通事故の防止につながるのではないかとというふうに考えているところでございます。

それから、神田線の歩道の未整備地区につきましては、御承知のとおりと思っておりますけれども、道路の両方に家が立ち並んでおり、余地がほとんどない状態というところでございます。そこら辺の関係もありまして、難しいところにつきましては予算がつけばグリーンベルトの設置をして交通安全の確保を図っているところでございます。

町全体を見ますと、歩道等の安全対策につきましては平成27年12月に作成されました佐々町通学路交通安全プログラムに基づきまして、年1回佐々町通学路安全推進会議を開催しております。その会議の中で、各学校、各委員からの通学路の危険箇所を抽出していただきまして、現地の確認や対策について検討して、各関係機関で協議しながら予算化できたものから順次整備を行っているところでございますので、よろしくお祈りしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

今、旧道のほうを通っていけばと、通学路として使えばという建設課長の答弁がありましたけれども、今最近、裏道も家が建ち始めました。道路沿いにもう家が建っております。ですから、そういった明確なスクールゾーンとしての形を取っていかないと、もうそこも危ない状況になります。川添ため池から駅前のちょっと上ったところのサッシ屋さんの前まで、やはりその間、人口も増えております。小中学校の生徒もかなり増えております。

ですから、そのこのところをさっき言われたグリーン何とか、そういった明確なスクールゾーンというのをつくってやらないと、これ事故が起こってからじゃ遅いというふうに考えますがどうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに、神田線というのが5キロ以上延長があるということで、ずっとできるところは歩道を設置しているところでございます。

しかしながら、先ほど課長が申しましたように、家屋が密集しているところとか、道路幅員がないところ、これがなかなかできないということで、先ほど橋本議員がおっしゃったところも150メートルぐらいあると思いますけど、あそこが大体工事をすれば5,000万円程度かかるわけです。別に道といいますか、橋梁のほうで幅員を広げなければならないというふうになるわけです。それを考えれば5,000万円程度かかる。なかなか厳しいところがあるわけでございまして、先ほど申しましたようにグリーンベルトとかいろんなことを考えながらもやっていきたいとは思いますが、やはり将来的にはそういう歩道というのを国からの補助を受けながら整備をしていかなければならないのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（橋本 義雄 君）

前回、町内会で陳情されたときには、現場を、町内会長をはじめ役員、子ども会それからすみれ会、その川添ため池から駅前まで見ているんです。そして、危ない箇所といったら先ほど言われたように旧道が通学路として使ったらどうかと。しかし、旧道にも家が建ってきて、ちゃんとした形を取らないとどうもならないというふうな状況までなっております。それだけ住宅が増えて人口も増えてきておるわけです。

教育長は毎朝よく会うんですけども、車で朝の挨拶等、皆さんに報道しながら行かれておりますが、今、私と会っているところの場所の上のほうが危ないんです。ですから、車で行く記録をかけておけばなりますので、ぜひそこに行って生徒と一緒に歩いてみたらどうですか。これはもう厳しいものだと思います。神田線の今の車の増え方、それから今道路沿いにどんどん家が建っているんです。だからもう、見通しが悪いしということで町内会長をはじめ、付近の人から、近所の人から本当にどうかしてくれんかと要望があがっておりますので、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘の場所については、私も大体毎朝通っているところですけど、子どもたちは裏道のほうを現在通っておるようです。

確かに御指摘のようにここ、数年といたしますか、もう最近家が建ち始めて見通しも悪くという状況があるのは承知しております。

グリーンベルトの設置については、建設課等とお願いしながら検討していきたいと思っております。

私ども、先ほど建設課長がおっしゃったように交通安全プログラム、現在は登下校安全プログラムということで、不審者も含めた通学路の安全点検を行っております。今年度も行う予定で、隔年でございますけど、今年度は全保護者対象、小学校の保護者対象に危険箇所のアンケートを取っております。県北振興局の道路維持課、江迎署の生活安全課と、また町の建設課を含めた関係機関と一緒に指摘された危険箇所、10か所程度しか時間的に見ることはできないわけですけども、毎年現地に行き、見て、対策を考えているところでございます。

ただ、どうしても構造的なことになると、すぐということがやりにくいところ、神田線に限らずあるのは事実でございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

8番。

8番（橋本 義雄 君）

そういうことで、町内会長もぜひ現場を見てくれというようなことを私に申ししておりましたので、連絡はあると思いますので、ぜひそのところを皆さんで、関係者の皆さんで歩いてみて確認をしてもらえばということでこの質問を終わります。

続きまして、その近くであります、防災・避難道路の整備についてであります。

町道には、通り抜けができない道路がまだまだあります。例えば、脇溝線、それから塀ノ坂線ですけども、これは両方とも行き止まりなんです。そして、150メートルぐらいつなげば、もう開通するところなんです。

そういうことで、本当にこれを結んで通り抜けができると、住民の生活の向上にもつながるし、避難場所である公園に早くそこに来ることができるんです。神田公園は、避難場所の指定はされております。

そういうことで、緊急車両の通り抜け道路として、また地域住民の切なる要望でもあります。それから、防災活動の推進のためにも整備をするべきだと私は思いますがどうですか。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

これは先ほど、前も質問がありまして、この通り抜けできない道路、80か所以上あるわけでございます。その中で、神田ももちろんあることは分かっています。そういう中で、なかなか全体の限られた予算の中でどれをするのかというのを考えなきゃならない。

確かに、橋本議員がおっしゃるように通り抜けができない道路というのは、やはり避難経路としての双方向の利用とか、防災上の問題とか、消防自動車が入らないとか、確かに不便なところがあるわけでございます。非常に重要な整備が必要だということは我々としても認識はもっているわけでございますけど、やはりこの限られた予算の中でどうやっていくのかと

いうことはやはり考えなきゃならない。全体的な優先順位をつけて、町としましては道路橋梁整備をしていかなきゃならないということがあるものですから、なかなか進んでいかないとことは御理解をいただければと思っていますし、また用地の問題もありますので、そういう条件が整ったときにやっていかなきゃならないと思っていますので、町としましては、それをされないということじゃなくて、やはり計画的にやらせていただきたいということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

予算が要ったり、いろいろあることは分かります。ただ、私は今の状況を伝えとかんばいかんということで質問しておるわけです。

何日か前、コロナの注射を打って救急車をそこに呼ばれたんです。そして、子どもを見ておってというような感じで行かれたわけですけど、そのところでも、その救急車はすっと上っていければ神田駅前にさっと行けるわけです。

そういった交通緩和についてももう、考えなければいけない状況になっておりますので、脇溝線の上のほうの人は、つなぐことによって戻ってこんでも神田駅前に下っていけるわけです。新八口線をつたってですね。

そういうことがあるので、もう言うておきますので、優先順位がいろいろありますけども、そのところの考えを頭においてもらえばということをお言ひします。

ということで、それについては終わりたいと思います。

それから、議長、ちょっと大事なことが桜のことで忘れたことがあるとぼってん、よかでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
どれですか。桜の管理ですか。
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

桜の管理について、ちょっと忘れて、今思い出したので、すみません。

議 長（淡田 邦夫 君）

その前に、1件だけ橋本議員、議員必携にあるんですけれども、ある特定の地域の道路改修などを要望する一般質問については、ある程度適当ではないということも載っておりますので、全体的なことどうぞよろしくお願ひいたします。

8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

分かりました。ただ、町道としての整備を言っただけのことです。

それで、忘れていました、すみません。桜管理について、今のところ作業班もそれからシルバーさんも、それからいろんなことでできないなら、やはり地元の業者さんにしてもらおうようにしたらどがんですか。地元の業者さんといったら、園芸関係の業者さんですけども、やはりお互いに講習を受けたりしてですね、桜の管理ができるような勉強をして、お互いにして、そしてこれはもう何十年と続くわけですから、管理が。それはもう業者さんを育成する意味で、

その佐々における業者さんで何とか手入れ、又は、管理をすることはできないですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
町一番の桜でございますので、管理していただくことが一番いいわけでございますけど、そこら辺の予算との兼ね合いがあるわけでございます。なかなか厳しいところもございますので、十分検討させていただければと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（橋本 義雄 君）
できたら地元でといったらあれですけども、佐々の業者さんでずっと祭りごとができるように指導するとか、そういったことができないのかなと常々思っていたものですから、検討をお願いします。

それで、次に移ります。真竹谷周辺の整備についてであります。真竹谷のしだれ桜の上のほうに、県で環境防災林整備工事が行われて、砂防ダムができて、その附帯工事でしたれ桜のところまで歩道とそれと小川の整備、それから木柵でつくられてずっと整備されていたんです。それ300メートル近くあると思います。それをこのあいだ行ってみると、もう荒れ放題でどうも手のつけようのない格好になっております。

せっかく県が整備をされて歩道までできて、舗装してあるんです。そして、植木が植えてあったんですけど枯れています。そうしたら、何か利用をする方法はないのかなと、生かしたらどうかということです。

しだれ桜が、シーズンには駐車場が要るわけです。そしたらそこはきれいにすれば駐車場にもなるわけです。そして、小川もずっと整備されておりますので、散歩コースにもいいし、そこに桜を植えてもいいんです。そういった、せっかくつくられたものをそのまま放置するという手はないと思いますが、町長、どうですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
真竹谷の広場の上というのが、平成26年か27年頃に県において環境防災整備ということで整備がなされておまして、そういうことで砂防ダムですか、建設されたということで、あわせてそこで景観の整備も行われたということで、歩道とか、先ほどお話もありましたように木柵を植えて、小川をきれいに整備されておりました。その広場のしだれ桜の开花時には多くの方がお見えになるということで、先ほど駐車場のお話も斜めに倒れるように駐車場があったわけでございますけども、そういうことが、現状がだめになっているということで、私もそこも奥まではちょっと行かなかったものですからよく分からないんですけど、やはり年間を通して観光に結びつけようと思えば、その辺についてもやはり町としまして人を寄せる資源としては厳しいものがあるわけでございますけど、やはりそういうしだれ桜とか古川岳の展望には、案内にはつながるのではないかと、観光資源にはつながるということで、やはりそこら辺の活用については十分考えなければならないのではないかと、思っておりますので、よろしくお願い

申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（橋本 義雄 君）

本当にもったいないなという感じがします。せっかく整備されたのにです。ですから、あの300メートルの中に駐車場ばかりは要らんとするんですけど、そういった沢を生かした夏の場所もつくることもできるし、先ほど言われました古川岳に登る途中でありますので、そういったところも整備をすると、気持ちよく古川岳に登っていけるんじゃないかということで、やっぱりそれを整備しないと、もうそこだけで、また終わってしまえばもう何もありませんし、ただイノシシが通るだけということになりますから、そういうことも含めて、そして先ほど言ったしだれ桜をちゃんと整備しなければ、ここの駐車場も要らないんです。なかごとなれば駐車場は要らんとですから。

そういうことを含めて、やっぱりせっかくあるものは全部生かしていく。先ほど言った桜についても全部生かされる材料があるわけですから、そこのところをもう生かしながら、そして佐々町にお客さんがたくさん来てくれるように努力すればと思います。

そういうことで、私の質問は終わりますけども、やっぱり全て管理をちゃんとしないと、住みたくなる町ですか、そうはなりません。そういうことで、これからも、今からでも遅くないですから、管理をしながら、そして皆さんがよそから来て喜ばれるような桜、そして環境をつくっていつてもらいたいと思います。終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。

今後、発議に入りますので三役以外、各課長さん方は退席をお願いいたします。

しばらく休憩します。

（14時47分 休憩）

（14時50分 再開）

— 日程第3 発議第3号 新庁舎建設に関する調査特別委員会の設置について —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、発議第3号 新庁舎建設に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

事務局長（松本 典子 君）

（発議第3号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。
これから採決を行います。

お諮りします。発議第3号 新庁舎建設に関する調査特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。
よって、新庁舎建設に関する調査特別委員会を設置したいと思います。委員は6名です。
しばらく休憩します。

（14時55分 休憩）

（14時57分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今設置されました新庁舎建設に関する調査特別委員会の選任については、佐々町議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名し、閉会中の継続調査とし、調査期間を調査終了までとすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、新庁舎建設に関する調査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任し、閉会中の継続調査とし、調査期間を調査終了までとすることに決定いたしました。

以上で、日程第3、発議第3号 新庁舎建設に関する調査特別委員会の設置についてを終わります。

しばらく休憩します。

（14時59分 休憩）

（15時20分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、1件だけ。8番、橋本議員の質問に対して不適切な発言がありましたので、橋本議員から訂正していただきます。

8 番（橋本 義雄 君）

どうも申し訳ありません。歩道整備についてのときに、千葉県の八街市で起こった事件について、_____という発言をしました。申し訳ございません。「亡くなられて」に訂正をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、8番議員から発言、申出がありましたとおりの訂正することに異議ありませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり訂正することに決定しました。

続きまして、休憩中に先ほど新庁舎建設に関する調査特別委員会を開催し、お手元に配付しましたように、委員長に6番議員、阿部豊議員、副委員長に4番、永田勝美議員が互選され、決定していますので御報告いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れ様でした。

（15時21分 散会）